

9稿

第4期行田市障がい者計画

第5期行田市障がい福祉計画
第1期行田市障がい児福祉計画

素案

平成30年3月

行田市

はじめに

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の対象	1
第3節 計画策定の視点	1
第4節 計画の期間	2
第5節 計画の位置付け	2
第6節 計画の策定体制	2
第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況	3
第1節 近年の障がい福祉施策の動向	3
第2節 地域の現状	6
1 人口・世帯の動向	6
2 年齢構成	7
第3節 障がいのある人の状況	8
1 身体障害者手帳所持者	8
2 療育手帳所持者	11
3 精神障害者保健福祉手帳所持者	13
第4節 アンケートおよびヒアリング結果から見える状況	15
1 障害福祉に関するアンケート	15
2 団体ヒアリング	36
第3章 計画の基本的考え方	39
第1節 計画の目標像	39
第2節 計画の基本目標と施策の方向	40
第4章 施策の展開	42
基本目標Ⅰ 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために	42
1 福祉サービスの充実【第5期行田市障害福祉計画および第1期行田市障害児福祉計画】	43
2 相談体制の充実	63
3 保健・医療の充実	64
4 住まいの確保と整備	66
5 防災・防犯対策の推進	67
6 福祉施設の整備	69
基本目標Ⅱ 自立に向けた力を付けるために	70
1 療育・保育・就学前教育の充実	71

2 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応	72
3 生涯学習活動の振興	74
基本目標Ⅲ 社会参加と仕事をしていくために	75
1 就労の支援	76
2 社会参加活動の促進	78
3 施設・公共交通のバリアフリー化	79
4 情報・コミュニケーションのバリアフリー化	80
基本目標Ⅳ 「共生社会」実現のために	81
1 心のバリアフリーの実現	82
2 ボランティア活動の推進	83
3 権利擁護施策の推進	84
第5章 計画の推進	85
第1節 計画推進の体制	85
第2節 計画の進行管理	85
資料編	86
1 計画策定の経過	86
2 設置要綱	87
3 委員名簿	88
4 用語の解説	89

- 本計画における「障害」の表記については、前計画を踏襲し、法律名や法令等に基づく制度や施設名・組織名等の固有名詞など、漢字が適当な場合を除き、「障がい」としています。
- 文中で使われている語句で、特に解説が必要と思われるものについては、初出箇所において「※」を付記し、資料編「用語の解説」に、その説明を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

これまで本市では、障がい者に関する施策を、障害者基本法に基づく「障害者計画」および障害者総合支援法^{*}に基づく「障害福祉計画」を合わせた「行田市障がい者計画」として包括的に体系化し、総合的に推進してきました。

平成24年3月に期間6年の計画として策定された第3期の「行田市障がい者計画」は、途中、「障害福祉計画」部分の第3期から第4期への改訂を経て、最終年度である平成29年度を迎えましたが、この間、平成28年の児童福祉法の改正により、従来同法に基づく福祉サービスとして「障がい者計画」に盛り込まれていた障がい児に対する福祉サービス等の内容が新たに「障害児福祉計画」として法定計画化され、また同様に障害者総合支援法の改正により新たに福祉サービス等が設定されるなどの動きがありました。

本計画は、そうした点を踏まえつつ、本市における障がい者施策をより包括的で充実したものとするために、引き続き「市町村障害者計画」と「市町村障害福祉計画」更に「市町村障害児福祉計画」を一体化した計画として策定を行います。

第2節 計画の対象

本計画の対象となる「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1項に定義された、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、高次脳機能障害^{*}や難病^{*}により生活上の支障がある人も含みます。

また、本計画は、障がいのある人・ない人が分け隔てなくともに生きる「共生社会」を目指した計画です。従って、全ての市民が計画の当事者となるものです。

第3節 計画策定の視点

本計画の策定では、近年の障がい者等に関する動向と、障害福祉計画策定にあたり厚生労働省が告示する「基本指針」並びに埼玉県が示す「第5期市町村障害福祉計画作成に係る県の考え方」を踏まえています。

- 障がいのある人の人権と主体性（自己選択・自己決定）の尊重
- 障がい福祉サービスの充実とサービス提供体制の整備
- 障がいのある人が包容（インクルージョン^{*}）された共生社会の実現

第4節 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 35（2023）年度までの 6 年間で計画期間とします。但し、「第 5 期障がい福祉計画」および「第 1 期障がい児福祉計画」の部分については、平成 32 年度中に見直し作業を行い、それぞれ「第 6 期障がい福祉計画」および「第 2 期障がい児福祉計画」とすることを予定します。

また、計画期間中に社会経済情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画全体についても見直しを行うこととします。

	平成 30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)	34 年度 (2022)	35 年度 (2023)
行田市障がい者計画	第 4 期					
障がい福祉計画	第 5 期			(第 6 期)		
障がい児福祉計画	第 1 期			(第 2 期)		

第5節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、本市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を併せ持った計画です。

第6節 計画の策定体制

本計画については、障がいのある人のみならず、計画の当事者である全ての市民のご意見を適切に計画に反映させるため、以下の体制で策定にあたりました。

- 行田市障害者計画策定委員会の設置および委員会による計画の審議
- 障がい福祉に関するアンケート調査および団体ヒアリング調査の実施
- 第 4 期行田市障がい者計画（素案）に関するパブリック・コメントの実施

第2章 行田市の障がいのある人を取り巻く状況

第1節 近年の障がい福祉施策の動向

平成23年の改正により、障害者基本法は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）」の実現を目指すことが明記されるとともに、障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限の要因として「社会的障壁」という概念も盛り込まれました。

これらの考え方を踏まえ、障がい者（児）の基本的人権の確保や差別の禁止などに向け、関係する法律や制度、計画等が次の通り整備されてきました。

児童福祉法の一部改正（平成24年4月）

本改正により、障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また通所支援の実施主体が市区町村となりました。

障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）

国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などに、障がい者虐待の防止などのための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した際の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、擁護者に対する支援のための措置などを定めることにより、障がい者への虐待防止等に関する施策の促進が図られることとなりました。

障害者基本計画の策定（平成24年12月）

障害者政策委員会がとりまとめた「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」を受け、平成25年度からの5年間を計画期間とする障害者基本計画（第3次）が策定されました。

障害者総合支援法の施行（平成25年4月）

地域社会での共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策を講じるため、従来の障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとするのが明記された本法律が施行されました。

本法律により、従来の「障害程度区分」は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められるとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム^{*}への一元化が実施されました。

更に「制度の谷間」を埋めるため、障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、一定の障がいのある人が障害福祉サービス等の対象となりました。

障害者優先調達法の施行（平成25年4月）

障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として、障がい者就労施設が供給する物品等に対する需要の増進等を図るために、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品などの調達を推進するよう、必要な措置を講ずることを定める本法律が施行されました。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行（平成 25 年 6 月）

これにより、平成 25 年 7 月 1 日以後に公示・告知される選挙について、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

障害者雇用促進法の一部改正（平成 25 年 6 月）

雇用の分野での障がい者に対する差別を禁止するための措置および精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること（施行は平成 30 年 4 月）等を内容とするもので、本法律に基づいて「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」が平成 27 年 3 月に策定されました。

障害者基本計画（第 3 次）閣議決定（平成 25 年 9 月）

第 3 次計画では、計画期間の見直し（平成 25 年度からの 5 年間と従来から半減）、障害者基本法（平成 23 年改正）を踏まえた施策の基本原則の見直し（①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調）、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重の明記がなされました。

また、施策分野の新設（「安全・安心」、「差別の解消」、「行政サービス等における配慮」と既存分野の施策の見直し、成果目標の設定、計画の推進体制の強化なども行われました。

障害者権利条約の批准（平成 26 年 1 月）

本条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約です。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成 26 年 4 月）

精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き等の見直しを行うことを目的とした法律です。

難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行（平成 27 年 1 月）

難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入をあてることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査および研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずるための法律です。

障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 8 月）

発達障がい[※]者への支援の充実を図るために、発達障がいおよび社会的障壁の定義の改正、発達障がい者への支援に関する基本理念の新設、個々の発達障がい者の特性に配慮しつつ総合的に対応できるようにするための体制の整備等が進められることになりました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成 30 年 4 月）

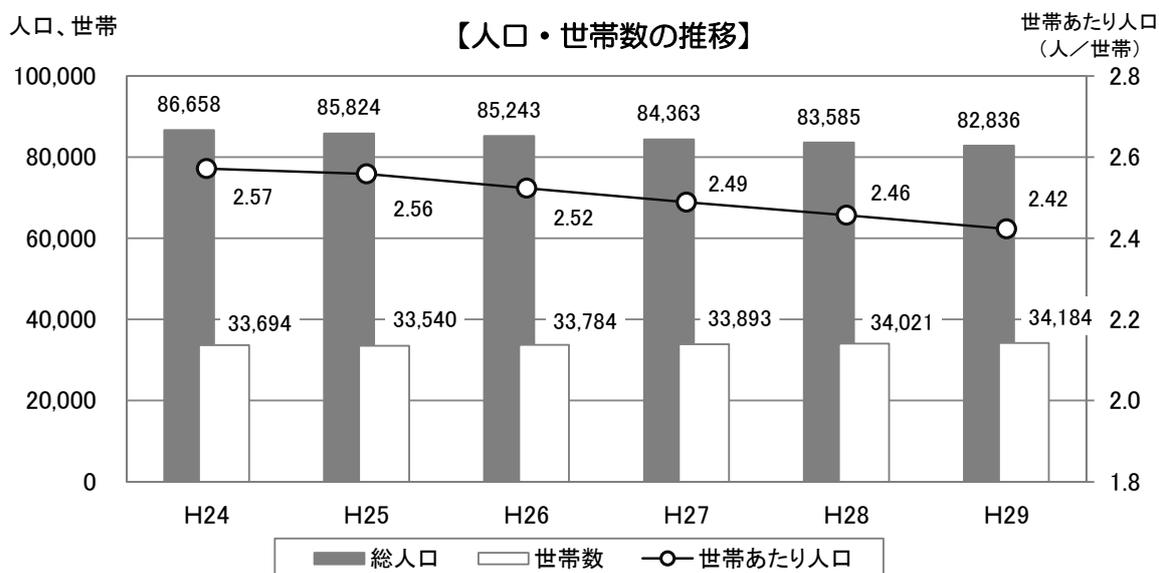
障害のある人が希望する地域での生活を支援するために、自立生活援助や就労定着支援等の障がい福祉サービスの新設や、障がい児支援に関するニーズの多様化にきめ細かく対応するための居宅訪問型児童発達支援等の新設、更に障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体における障がい児福祉計画の策定の義務化等が規定されました。

第2節 地域の現状

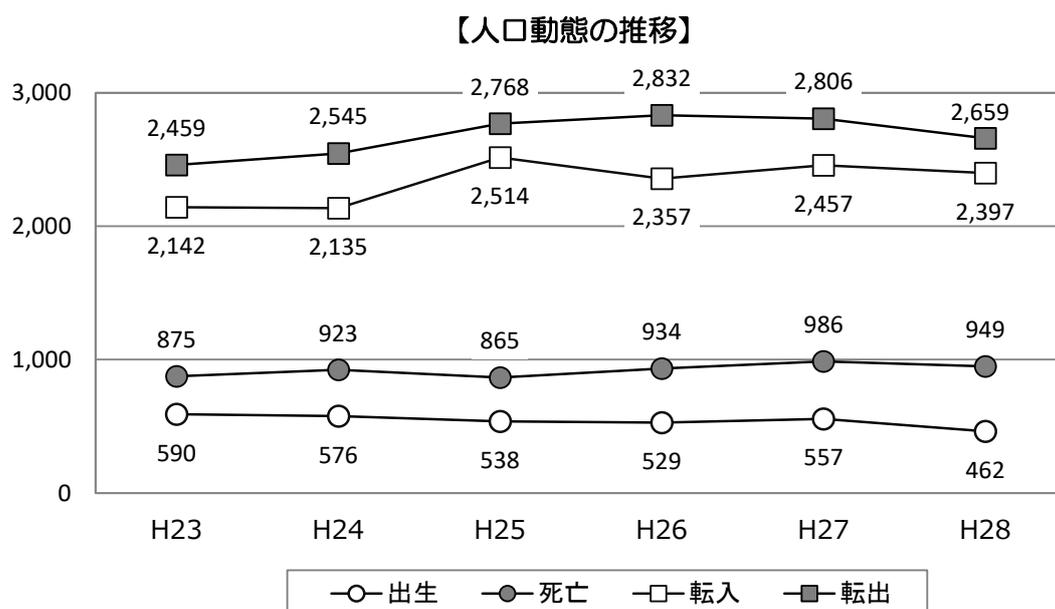
1 人口・世帯の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、平成29年には82,836人と平成24年からの5年間で3,822人、約4.4%減少しました。一方、世帯数は増加傾向にあり、平成29年には34,184世帯と5年間で490世帯増加しました。この結果、平成29年における世帯あたりの人口は2.42人となり、5年間で0.15人減少しました。

また、人口動態の推移をみると、ここ5年間で、出生数と死亡数の差である自然増減、転入数と転出数の差である社会増減とも減少しています。



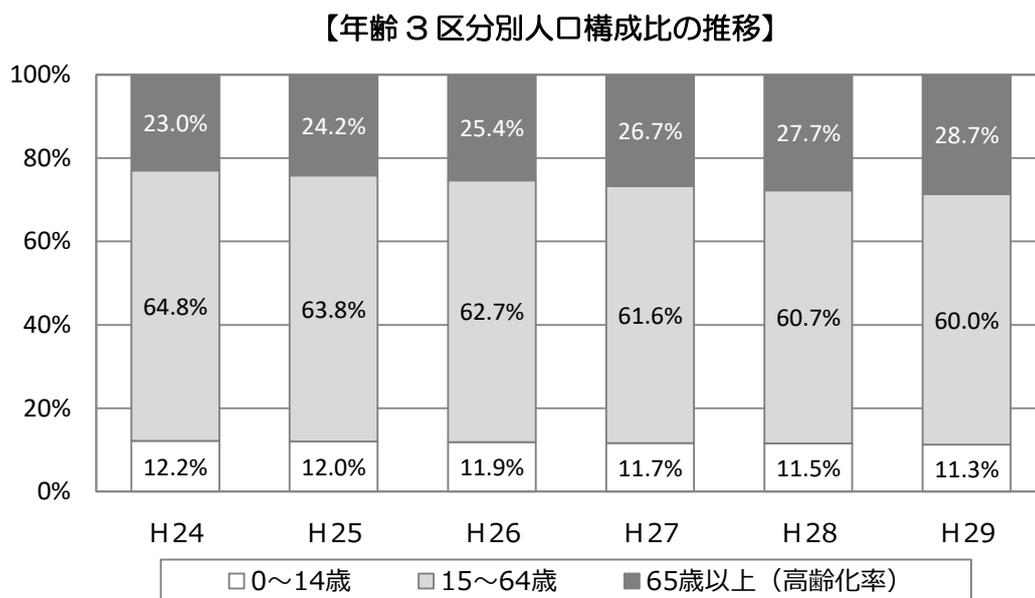
資料：市民課（住民基本台帳各年1月1日時点）



資料：市民課（住民基本台帳各年1月1日時点）

2 年齢構成

本市の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の構成比（高齢化率）が平成29年には28.7%と平成24年からの5年間で5.7ポイント増加する一方、15～64歳の生産年齢人口は4.8ポイント、0～14歳の年少人口は0.9ポイントそれぞれ減少しました。



資料：市民課（住民基本台帳各年1月1日時点）

第3節 障がいのある人の状況

1 身体障害者手帳所持者

本市の平成 29 年 9 月末時点での身体障害者手帳*所持者数は 2,577 人で、1 級が最も多く 891 人 (34.6%)、次いで 4 級が 592 人 (23.0%) を占めています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、合計では 64 人 (2.4%) 減少しましたが、1 級については 47 人 (5.6%) 増加しました。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	等級						合計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
平成 24 年	844	438	466	615	153	125	2,641
平成 25 年	871	448	463	623	146	115	2,666
平成 26 年	911	444	456	627	148	124	2,710
平成 27 年	917	432	446	614	143	125	2,677
平成 28 年	910	426	424	598	140	135	2,633
平成 29 年	891	406	419	592	133	136	2,577

資料：福祉課 (各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点)

障がいの種別でみると、平成 24 年以降の各年とも、肢体不自由が最も多く、平成 29 年は 1,363 人で 52.9% を占め、次いで内部障害が 808 人で 31.4% となっています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、内部障害が 69 人 (9.3%) 増加したのに対し、肢体不自由は 112 人 (7.6%)、視覚障害は 22 人 (12.4%)、それぞれ減少しました。

■障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

	種別					合計
	視覚障害	聴覚平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	
平成 24 年	178	216	33	1,475	739	2,641
平成 25 年	179	203	35	1,463	786	2,666
平成 26 年	179	213	37	1,457	824	2,710
平成 27 年	175	206	36	1,438	822	2,677
平成 28 年	165	219	36	1,392	821	2,633
平成 29 年	156	216	34	1,363	808	2,577

資料：福祉課 (各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点)

年代別にみると、平成 29 年では 65 歳以上が 1,852 人 (71.9%)、40～64 歳が 566 人 (22.0%) で、39 歳以下は 159 人 (6.2%) となっています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、65 歳以上が 62 人 (3.5%) 増加する一方、40～64 歳は 123 人 (17.9%) の減少となっています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	年代				
	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
平成 24 年	47	115	689	1,790	2,641
平成 25 年	37	112	648	1,869	2,666
平成 26 年	42	120	645	1,903	2,710
平成 27 年	44	128	610	1,895	2,677
平成 28 年	46	120	586	1,881	2,633
平成 29 年	42	117	566	1,852	2,577

資料：福祉課（各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点）

平成 29 年 9 月末時点での等級別年代別では、各級とも 65 歳以上が最も多く、また、いずれの年代も 1 級が最も多くなっていますが、各年代で 1 級が占める割合は、65 歳以上では 32.8%、40～64 歳では 37.8%、18～39 歳では 41.9%、18 歳未満では 50.0%と、年代が低いほど、高くなっています。

■等級別年代別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

	等級						合計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
18 歳未満	21	12	2	5	0	2	42
18～39 歳	49	30	10	23	3	2	117
40～64 歳	214	87	89	102	38	36	566
65 歳以上	607	277	318	462	92	96	1,852
合計	891	406	419	592	133	136	2,577

資料：福祉課（平成 29 年 9 月末時点）

平成 29 年 9 月末時点での障害種別年代別では、いずれの障害も 65 歳以上が最も多くなっています。

また、いずれの年代も肢体不自由が最も多くなっていますが、各年代で肢体不自由が占める割合は、40～64 歳と 65 歳以上では 52%程度であるのに対し、18～39 歳では 58.1%、18 歳以下では 69.0%と、年代が低いほど、高くなっています。

■障害種別年代別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

	種別					合計
	視覚障害	聴覚平衡障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	
18 歳未満	4	5	0	29	4	42
18～39 歳	3	14	2	68	30	117
40～64 歳	46	37	8	296	179	566
65 歳以上	103	160	24	970	595	1,852
合計	156	216	34	1,363	808	2,577

資料：福祉課（平成 29 年 9 月末時点）

2 療育手帳所持者

本市の平成 29 年 9 月末時点での療育手帳^{*}所持者数は 593 人で、区分では B が最も多く 183 人 (30.8%)、次いで A が 141 人 (23.8%)、C が 136 人 (22.9%)、④が 133 人 (22.4%) となっています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、合計では 96 人 (19.3%) 増加しました。区分では C の増加 (48 人、55.2%) が大きくなっています。

■ 区分別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	区分				
	④	A	B	C	合計
平成 24 年	115	133	162	87	497
平成 25 年	124	134	168	96	522
平成 26 年	127	137	180	101	545
平成 27 年	131	145	187	114	577
平成 28 年	134	145	183	123	585
平成 29 年	133	141	183	136	593

資料：福祉課（各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点）

年代別にみると、平成 24 年以降の各年とも、18～39 歳が最も多く、平成 29 年は 214 人で 36.1%を占めていますが、平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、18 歳未満の 44 人 (41.1%) と 40～64 歳の 43 人 (31.2%) の増加が大きくなっています。

■ 年代別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	年代				合計
	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	
平成 24 年	107	213	138	39	497
平成 25 年	114	204	157	47	522
平成 26 年	124	210	162	49	545
平成 27 年	134	217	174	52	577
平成 28 年	147	214	175	49	585
平成 29 年	151	214	181	47	593

資料：福祉課（各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点）

区分別年代別にみると、区分④では18～39歳、AとBでは40～64歳、Cでは18歳未満がそれぞれ最も多く、18歳未満ではC、18～39歳および40～64歳ではB、65歳以上ではAがそれぞれ最も多くなっています。

■区分別年代別療育手帳所持者数

(単位：人)

	区分				
	④	A	B	C	合計
18歳未満	27	20	36	68	151
18～39歳	58	42	63	52	215
40～64歳	37	59	70	14	180
65歳以上	11	20	14	2	47
合計	133	141	183	136	593

資料：福祉課（平成29年9月末時点）

3 精神障害者保健福祉手帳所持者

本市の平成 29 年 9 月末時点での精神障害者保健福祉手帳*所持者数は 536 人で、等級では 2 級が 362 人（67.5%）で最も多くなっています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、合計では 144 人（36.7%）増加しました。等級では 2 級の増加（99 人、37.6%）と 3 級の増加（35 人、43.8%）が大きくなっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 （単位：人）

	等級			
	1 級	2 級	3 級	合計
平成 24 年	49	263	80	392
平成 25 年	53	258	100	411
平成 26 年	51	295	106	452
平成 27 年	57	313	110	480
平成 28 年	57	346	115	518
平成 29 年	59	362	115	536

資料：福祉課（各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点）

年代別にみると、平成 24 年以降の各年とも、40～64 歳が最も多く、平成 29 年は 266 人で 49.6%を占めています。

平成 24 年からの 5 年間の推移をみると、40～64 歳の 57 人（27.3%）の増加、18～39 歳の 56 人（51.9%）の増加が数では大きくなっています。また、18 歳未満の増加人数は 4 人ですが、増加割合は 57.1%と大きくなっています。

■ 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 （単位：人）

	年代				
	18 歳未満	18～39 歳	40～64 歳	65 歳以上	合計
平成 24 年	7	108	209	68	392
平成 25 年	7	101	211	92	411
平成 26 年	9	133	230	80	452
平成 27 年	9	147	244	80	480
平成 28 年	10	156	264	88	518
平成 29 年	11	164	266	95	536

資料：福祉課（各年度末時点。但し平成 29 年は 9 月末時点）

等級別年代別にみると、1級では40～64歳および65歳以上がともに26人で最も多く、2級では40～64歳、3級では18～39歳と40～64歳がともに50人で最も多くなっています。

また、各年代とも最も多い等級は2級となっています。

■等級別年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	等級			
	1級	2級	3級	合計
18歳未満	1	7	3	11
18～39歳	6	108	50	164
40～64歳	26	190	50	266
65歳以上	26	57	12	95
合計	59	362	115	536

資料：福祉課（平成29年9月末時点）

第4節 アンケートおよびヒアリング結果から見える状況

1 障害福祉に関するアンケート

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある市民およびその他の市民を対象として、平成29年アンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	一般市民
対象者	身体障害者手帳 所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健 福祉手帳書所持者	障がいのない 市民
対象者数	2,443	524	426	1,607
抽出方法	全数（悉皆）調査			住民基本台帳から の無作為抽出
調査方法	郵送による配付、回収			
実施時期	平成29年9月			
回収結果				
・有効回収数	1,270	250	193	676
・有効回収率	52.0%	47.7%	45.3%	42.1%

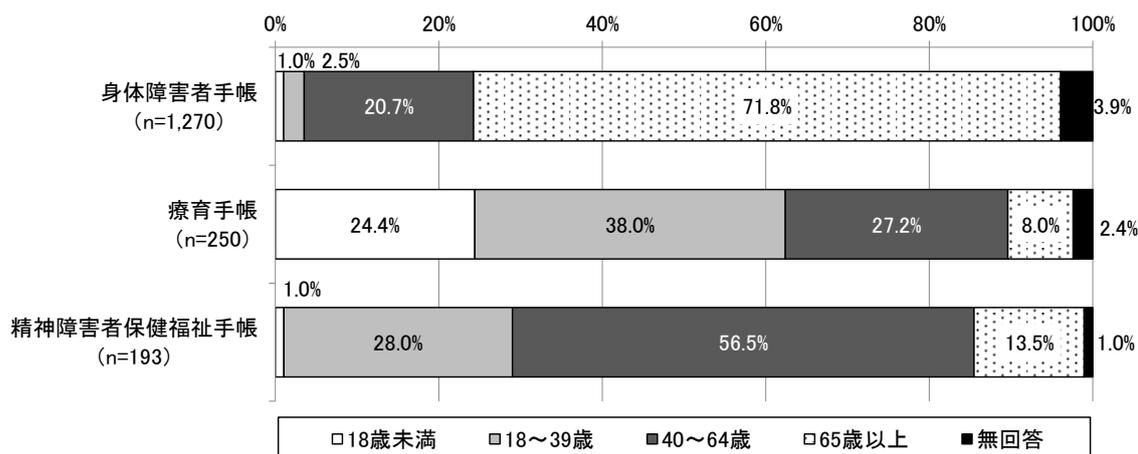
※障がい重複している人には、身体障がいの調査票を優先的に配付しました。

(2) 主な調査結果

① 回答者ご自身について

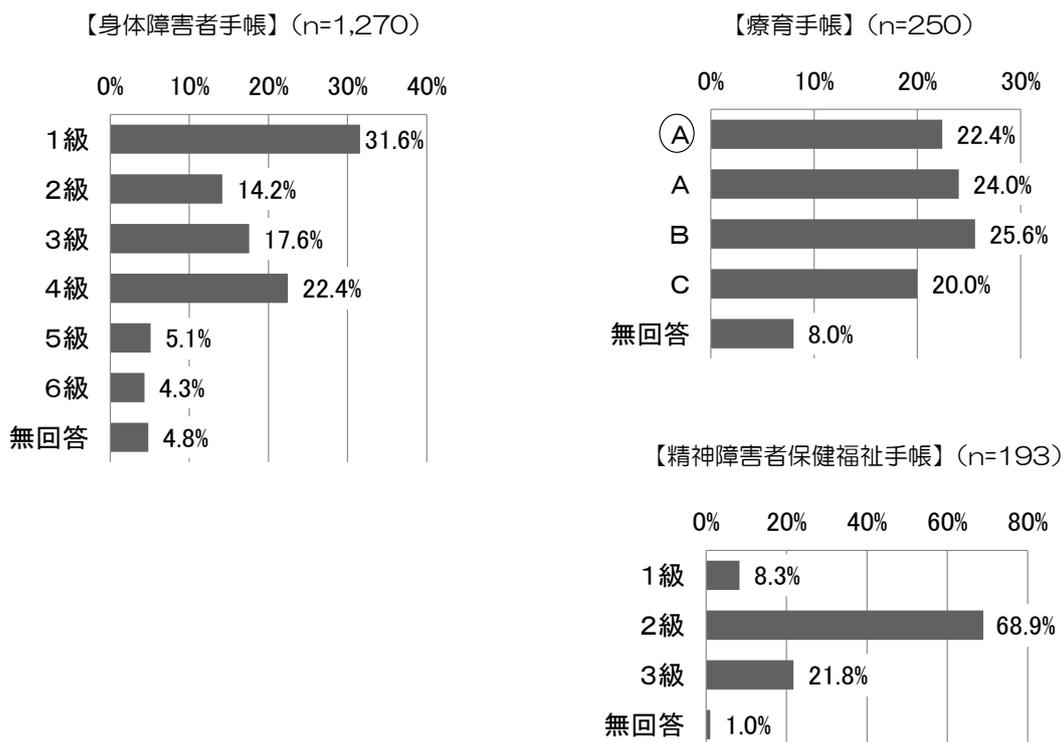
■ 年齢

身体障害者手帳所持者（以下、身体障がい者）では、「65歳以上」が7割を超えています。療育手帳所持者（以下、知的障がい者）では、「18～39歳」が38.0%で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者（以下、精神障がい者）では、「40～64歳」が56.5%で最も多くなっています。



■ 障がいの程度

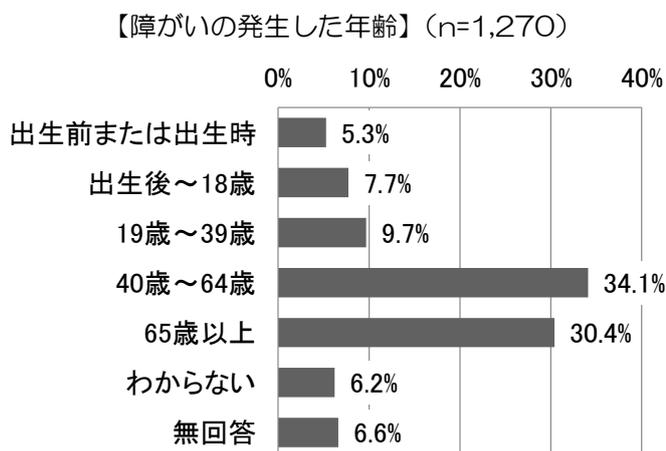
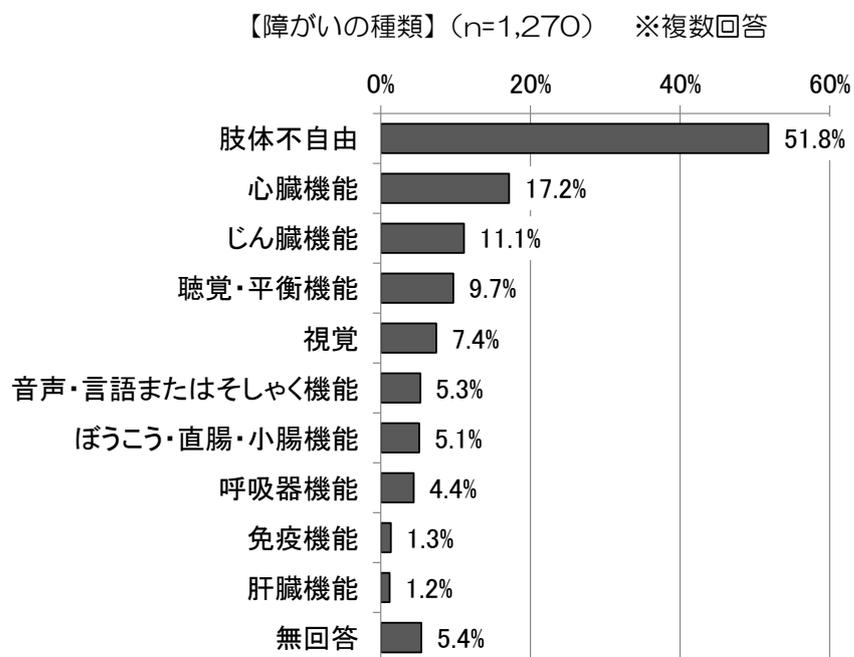
手帳の等級・区分に基づく障がいの程度は、身体障がい者では「1級」(31.6%)、知的障がい者では「B」(25.6%)、精神障がい者では「2級」(68.9%)がそれぞれ最も多くなっています。



■障がいの種類と障がいの発生した年齢【身体障がい者】

障がいの種類では、「肢体不自由」が5割を超えて最も多く、次いで「心臓機能」(17.2%)、「じん臓機能」(11.1%)となっています。

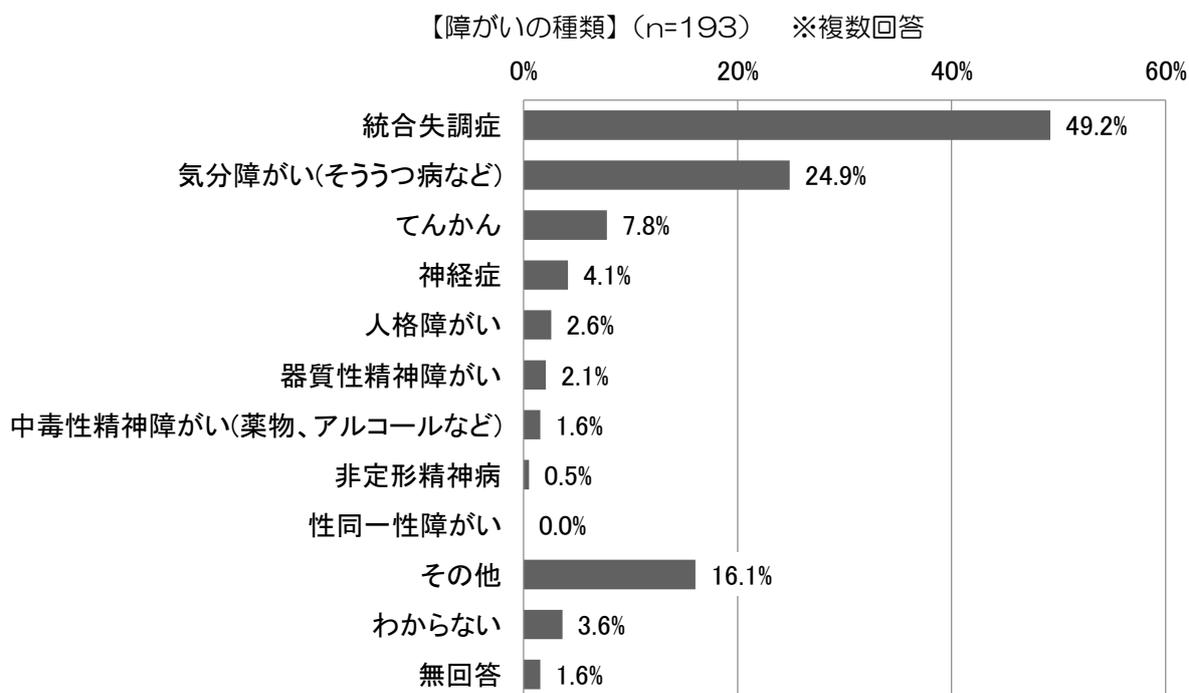
障がいの発生した年齢では、「40～64歳」が34.1%で最も多く、次いで「65歳以上」(30.4%)となっています。



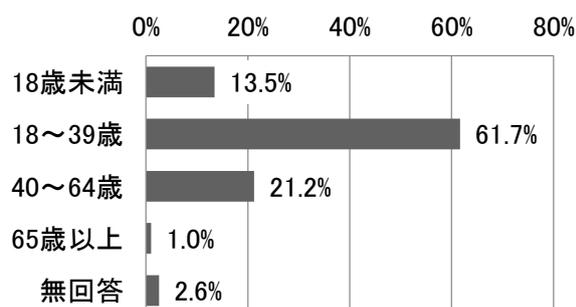
■障がいの種類と初めて精神科・神経科で診察を受けた年齢等【精神障がい者】

障がいの種類では、「統合失調症」がほぼ5割（49.2%）で最も多く、次いで「気分障害（そううつ病など）」（24.9%）、「てんかん」（7.8%）となっています。

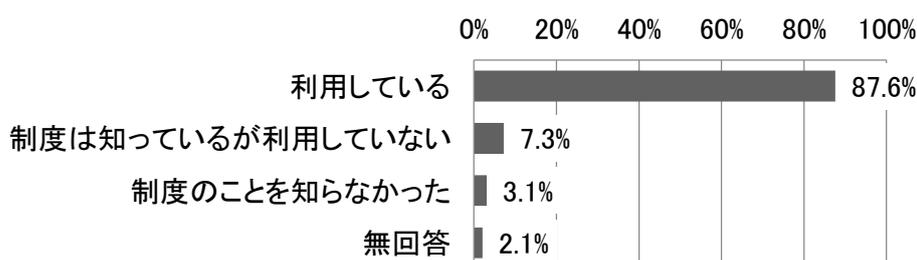
初めて精神科・神経科で診察を受けた年齢では、「18～39歳」が6割を超えて最も多くなっています。また、自立支援医療*（精神通院医療）を「利用している」人は9割近く（87.6%）います。



【初めて精神科・神経科で診察を受けた年齢】（n=193）



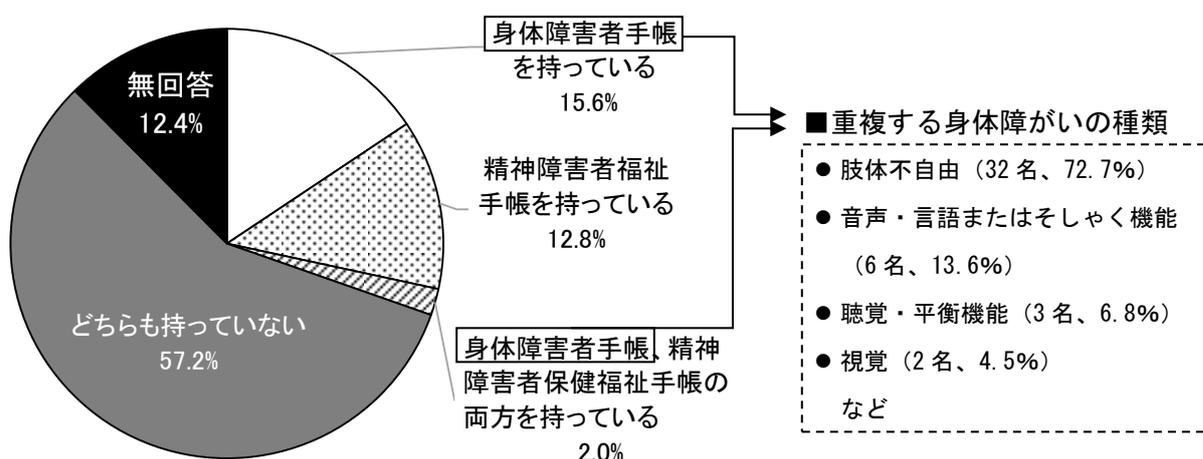
【自立支援医療（精神通院医療）の利用状況】（n=193）



■障がいの重複等

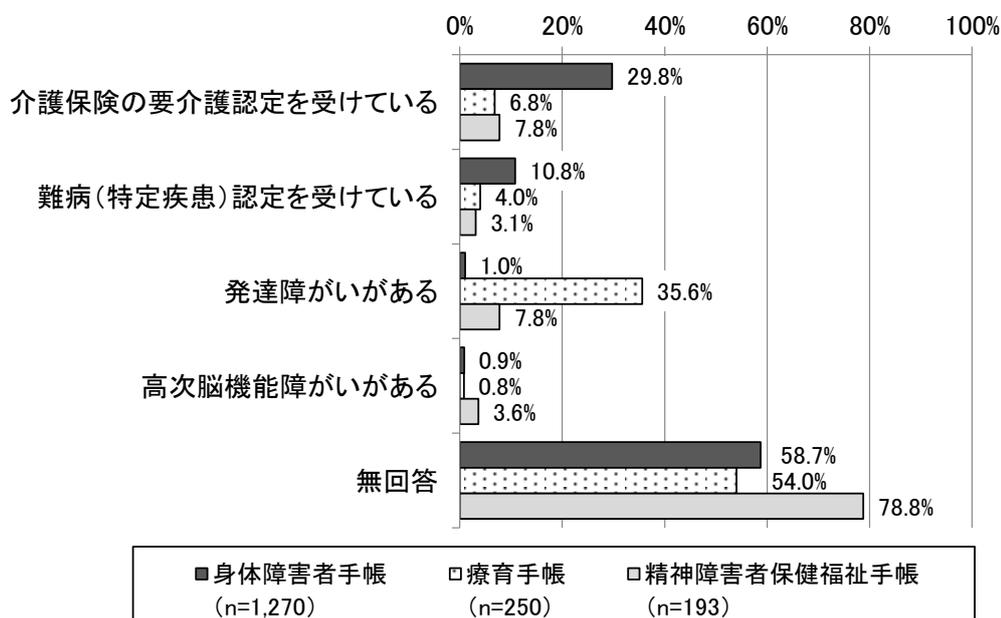
療育手帳所持者のうち3割(30.4%)は重複して他の障害者手帳を所持しています。身体障害者手帳も持つ17.6%(44名)の人のうち32名は「肢体不自由」です。

【療育手帳所持者のその他の手帳の所持状況】(n=250)



身体障がい者のうちほぼ3割(29.8%)の人は、「介護保険の要介護認定」を受けており、1割(10.8%)の人は、「難病(特定疾患)」の認定を受けています。知的障がい者については、35.6%の人が「発達障がいがある」と回答しており、6.8%の方は「介護保険の要介護認定」を受けています。精神障がい者については、「介護保険の要介護認定」を受けている人と「発達障がいがある」人が、ともに7.8%います。また「高次脳機能障がいがある」人が3.6%います。

【その他に受けている認定等の状況】 ※複数回答



② ご自身の生活について

■現在の住まいと一緒に暮らしている人

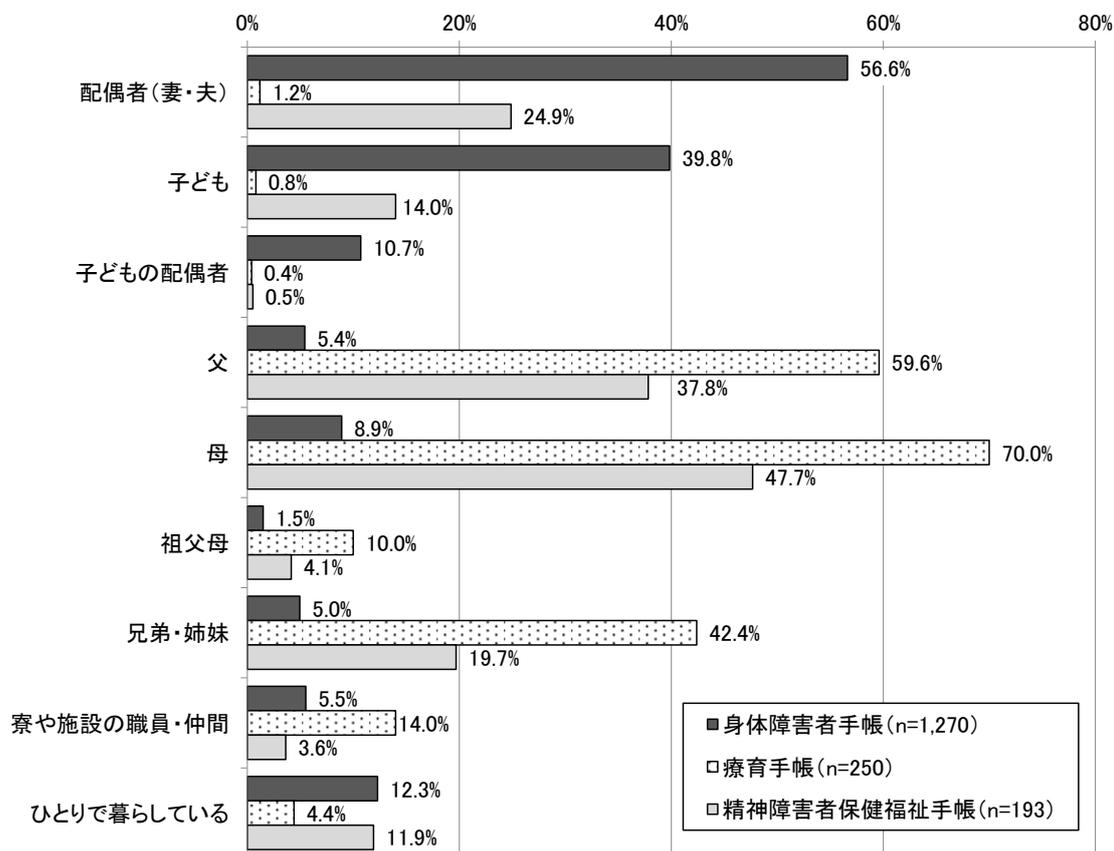
現在の住まいについては3障がいともに「持ち家（一戸建て）」が最も多く、身体障がい者ではほぼ8割、知的障がい者と精神障がい者では6割台となっています。

一緒に暮らしている人では、身体障がい者では「配偶者（妻・夫）」が56.6%で最も多く、次いで「子ども」（39.8%）となっています。知的障がい者と精神障がい者では「母」と「父」が多く、知的障がい者では47.7%と37.8%、精神障がい者では70.0%と59.6%となっています。

【現在の住まいの種類】

項目	身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	n	%	n	%	n	%
持ち家（一戸建て）	1,004	79.1%	169	67.6%	127	65.8%
持ち家（マンション）	13	1.0%	2	0.8%	0	0.0%
民間借家（アパート、マンション、一戸建てなど）	100	7.9%	27	10.8%	25	13.0%
市営住宅・県営住宅	28	2.2%	4	1.6%	11	5.7%
公団・公社の賃貸住宅	3	0.2%	2	0.8%	0	0.0%
グループホーム・ケアホーム	21	1.7%	9	3.6%	3	1.6%
福祉施設	63	5.0%	27	10.8%	4	2.1%
病院に長期入院中（6か月以上）	6	0.5%	0	0.0%	11	5.7%
その他	19	1.5%	4	1.6%	5	2.6%
無回答	20	1.6%	6	2.4%	7	3.6%
全体	1,270	100.0%	250	100.0%	193	100.0%

【一緒に暮らしている人（一部抜粋）】 ※複数回答

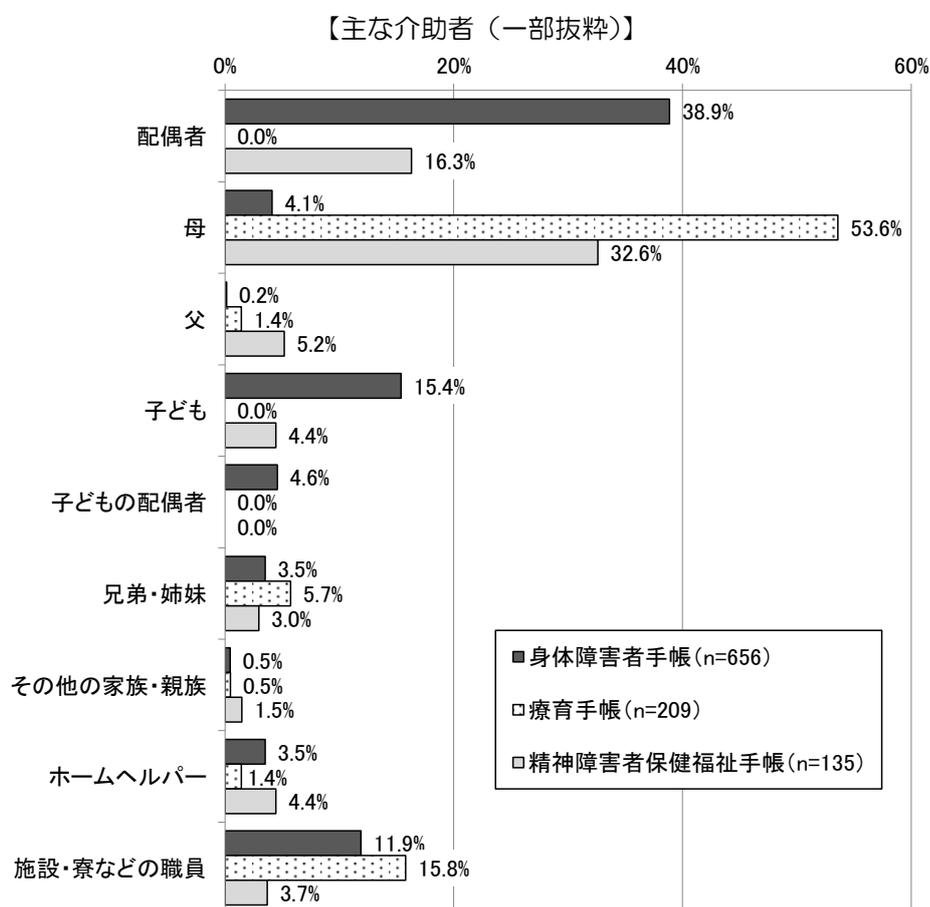


③ 介助者の状況について

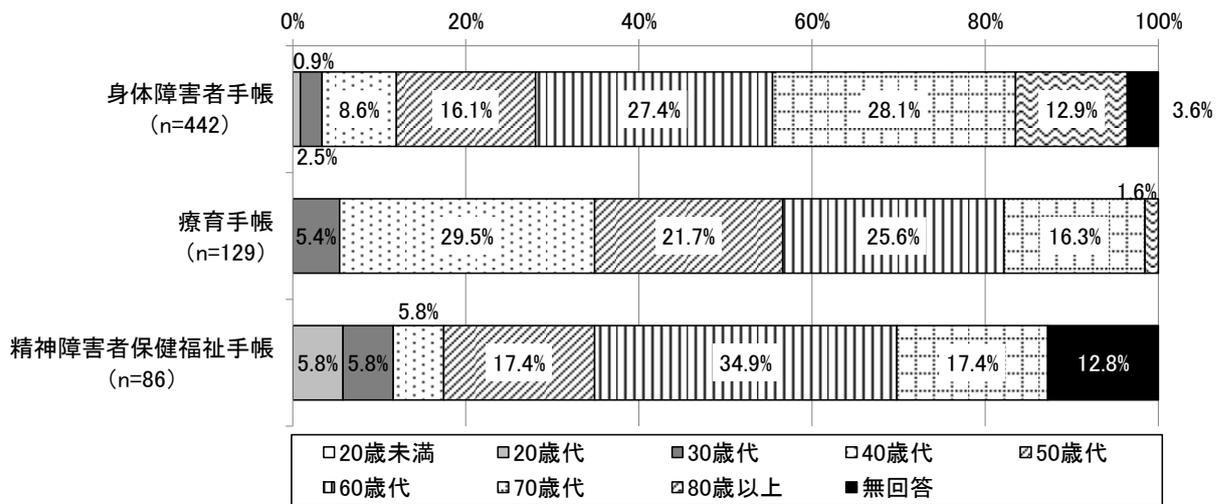
■主な介助者と年齢

主な介助者について、身体障がい者では「配偶者」がほぼ4割で最も多く、次いで「子ども」(15.4%)、「施設・寮などの職員」(11.9%)となっています。知的障がい者では、「母」が53.6%で最も多く、次いで「施設・寮などの職員」(15.8%)となっています。精神障がい者では、「母」が32.6%で最も多く、次いで「配偶者」(16.3%)となっています。

配偶者や父母、兄弟姉妹、その他の家族・親族が介助者である場合の介助者の年齢について、身体障がい者では、「70歳代」(28.1%)と「60歳代」(27.4%)、知的障がい者では「40歳代」(29.5%)と「60歳代」(25.6%)、「精神障がい者」では「60歳代」(34.9%)が多くなっています。



【介助者の年齢】 ※配偶者や家族・親族の介助者について



④ 福祉サービス利用、情報収集や相談について

■福祉サービス利用についての現状と今後の意向

障がい児に対するものも含め、ほぼ全ての福祉サービスについて、今後利用したい（続けたい）との割合が、現在利用している割合と同等か、それ以上に多くなっています。

現状に対して、特に今後の利用意向が 10%を超えて多くなったサービスは、身体障がい者では「短期入所（ショートステイ）」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」などとなっています。また、知的障がい者と精神障がい者では、「自立訓練（機能・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」が多く、更に知的障がい者では「短期入所（ショートステイ）」、「施設入所支援」、「共同生活援助（グループホーム）」、「児童発達支援」、精神障がい者では、「相談支援」も多くなっています。

【福祉サービス利用の現状と今後の意向】

項目		身体障害者手帳 (n=1,270)		療育手帳 (n=250)		精神障害者 保健福祉手帳 (n=193)	
		n	%	n	%	n	%
居宅介護(ホームヘルプ)	現在利用している	41	3.2%	12	4.8%	9	4.7%
	今後利用したい	107	8.4%	25	10.0%	16	8.3%
重度訪問介護	現在利用している	15	1.2%	7	2.8%	1	0.5%
	今後利用したい	62	4.9%	19	7.6%	7	3.6%
同行援護	現在利用している	15	1.2%	2	0.8%	2	1.0%
	今後利用したい	67	5.3%	10	4.0%	7	3.6%
行動援護	現在利用している	7	0.6%	12	4.8%	4	2.1%
	今後利用したい	56	4.4%	37	14.8%	15	7.8%
重度障がい者等包括支援	現在利用している	13	1.0%	3	1.2%	0	0.0%
	今後利用したい	74	5.8%	23	9.2%	6	3.1%
短期入所(ショートステイ)	現在利用している	45	3.5%	17	6.8%	3	1.6%
	今後利用したい	140	11.0%	54	21.6%	10	5.2%
療養介護	現在利用している	27	2.1%	3	1.2%	2	1.0%
	今後利用したい	98	7.7%	16	6.4%	10	5.2%
生活介護	現在利用している	45	3.5%	39	15.6%	4	2.1%
	今後利用したい	97	7.6%	42	16.8%	17	8.8%
施設入所支援	現在利用している	41	3.2%	19	7.6%	2	1.0%
	今後利用したい	96	7.6%	39	15.6%	10	5.2%
自立訓練(機能・生活訓練)	現在利用している	53	4.2%	10	4.0%	8	4.1%
	今後利用したい	118	9.3%	40	16.0%	25	13.0%
就労移行支援	現在利用している	3	0.2%	5	2.0%	7	3.6%
	今後利用したい	31	2.4%	35	14.0%	36	18.7%
就労継続支援(A型・B型)	現在利用している	6	0.5%	19	7.6%	9	4.7%
	今後利用したい	30	2.4%	46	18.4%	36	18.7%
共同生活援助(グループホーム)	現在利用している	6	0.5%	10	4.0%	1	0.5%
	今後利用したい	35	2.8%	50	20.0%	17	8.8%
相談支援	現在利用している	45	3.5%	58	23.2%	19	9.8%
	今後利用したい	94	7.4%	54	21.6%	44	22.8%
意思疎通支援(コミュニケーション支援)	現在利用している	8	0.6%	1	0.4%	0	0.0%
	今後利用したい	31	2.4%	6	2.4%	5	2.6%
日常生活用具の給付	現在利用している	56	4.4%	10	4.0%	2	1.0%
	今後利用したい	119	9.4%	24	9.6%	12	6.2%
移動支援	現在利用している	31	2.4%	30	12.0%	10	5.2%
	今後利用したい	92	7.2%	37	14.8%	18	9.3%
地域活動支援センター	現在利用している	27	2.1%	3	1.2%	6	3.1%
	今後利用したい	55	4.3%	20	8.0%	17	8.8%
日中一時支援	現在利用している	10	0.8%	16	6.4%	3	1.6%
	今後利用したい	62	4.9%	33	13.2%	14	7.3%
訪問入浴サービス	現在利用している	17	1.3%	3	1.2%	1	0.5%
	今後利用したい	68	5.4%	15	6.0%	6	3.1%
成年後見制度利用支援事業	現在利用している	1	0.1%	2	0.8%	3	1.6%
	今後利用したい	34	2.7%	23	9.2%	16	8.3%
自立支援医療	現在利用している	28	2.2%	14	5.6%	84	43.5%
	今後利用したい	53	4.2%	21	8.4%	46	23.8%

【障がい児福祉サービス利用の現状と今後の意向】

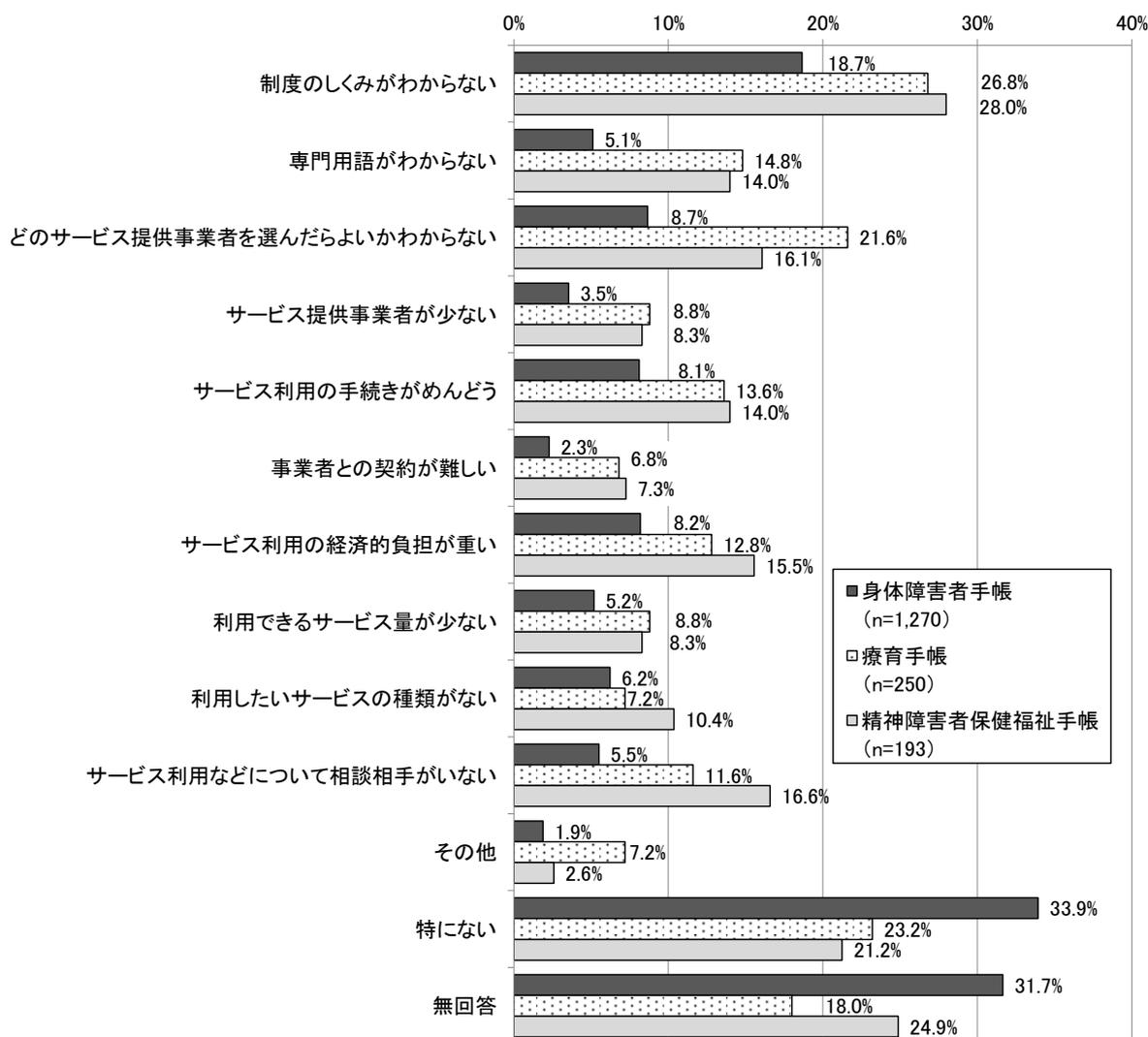
項目		身体障害者手帳 (n=13)		療育手帳 (n=61)		精神障害者 保健福祉手帳 (n=2)	
		回答者数	%	回答者数	%	回答者数	%
児童発達支援	現在利用している	4	30.8%	9	14.8%	0	0.0%
	今後利用したい	4	30.8%	15	24.6%	1	50.0%
医療型児童発達支援	現在利用している	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%
	今後利用したい	3	23.1%	6	9.8%	1	50.0%
放課後等デイサービス	現在利用している	2	15.4%	28	45.9%	0	0.0%
	今後利用したい	6	46.2%	22	36.1%	1	50.0%
保育所等訪問支援	現在利用している	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	今後利用したい	4	30.8%	5	8.2%	0	0.0%
障がい児相談支援	現在利用している	4	30.8%	11	18.0%	0	0.0%
	今後利用したい	5	38.5%	11	18.0%	1	50.0%

■福祉サービスについて困っていること

障がい者のための福祉サービスについて困っていることでは、3障がいとも「制度のしくみがわからない」が最も多く、次いで「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」となっています。

また、精神障がい者では「サービス利用などについて相談相手がいらない」、「サービス利用の経済的負担が重い」も16%前後と多くなっています。

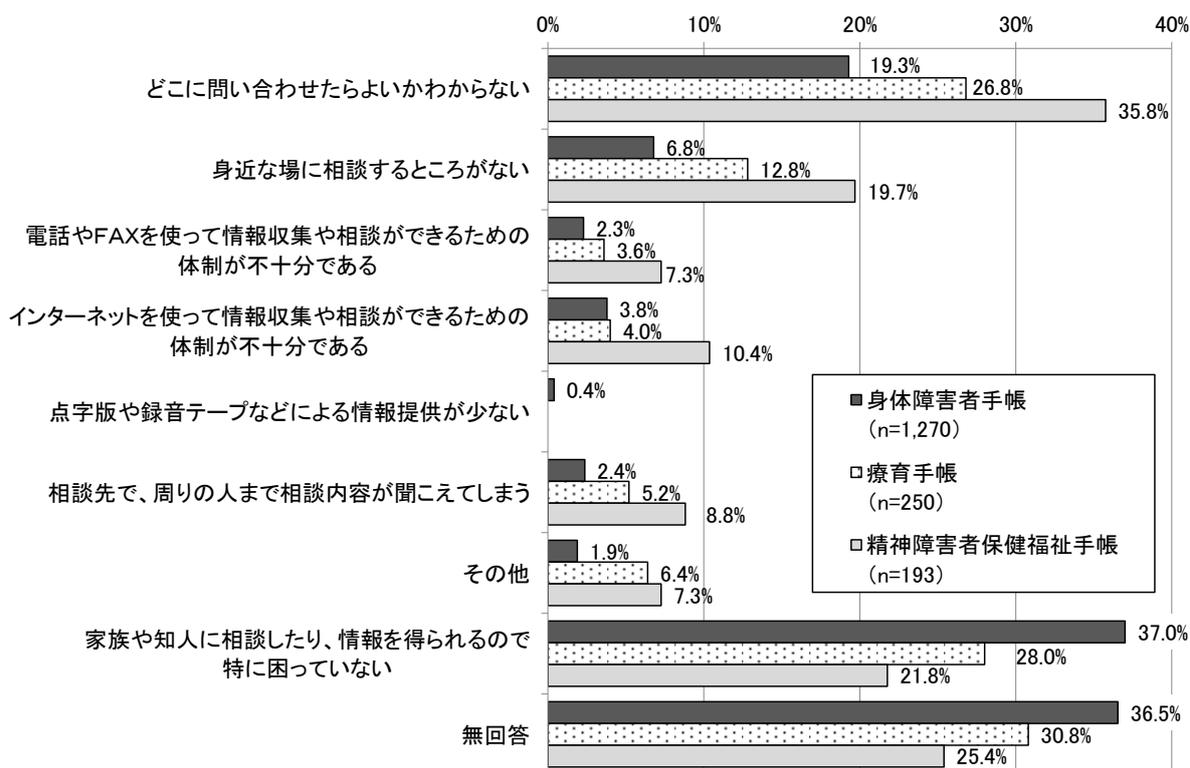
【障がい福祉サービスについて困っていること】 ※複数回答



■福祉サービスや日頃の生活に必要な情報収集や悩み事の相談で困ること

必要な情報収集や悩み事の相談で困ることについて、身体障がい者と知的障がい者では、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」との回答が、それぞれ37.0%と28.0%と最も多くなっています。精神障がい者では、「どこに問い合わせたらよいかわからない」が35.8%で最も多くなっていますが、身体障がい者と知的障がい者でも、19.3%と26.8%でともに第2位を占めています。

【必要な情報収集や相談で困ること】 ※複数回答

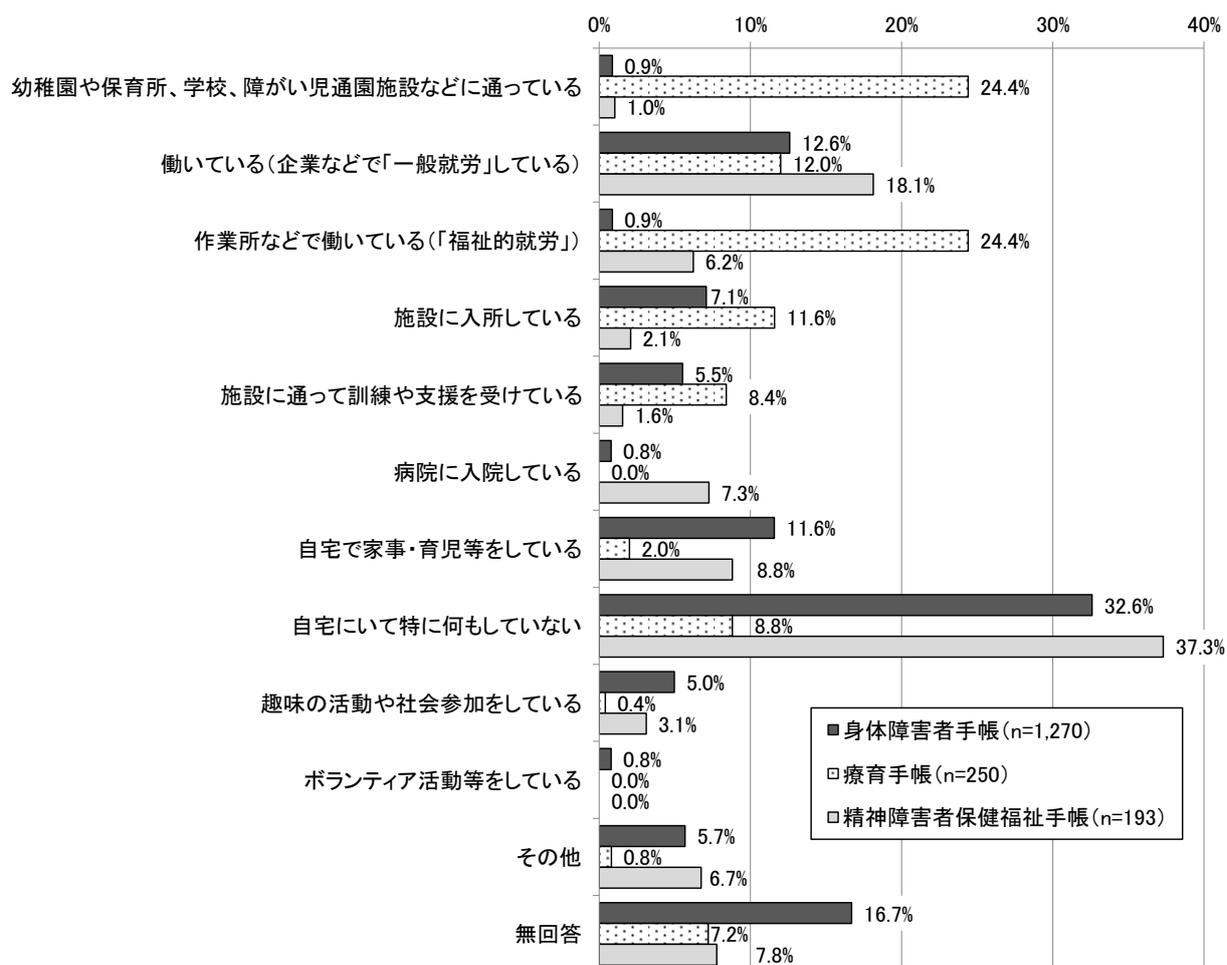


⑤ 日中の過ごし方などについて

■平日の昼間の過ごし方

平日の昼間の過ごし方について、身体障がい者と精神障がい者では「自宅にいて特に何もしていない」が3割台で最も多く、知的障がい者では「幼稚園や保育所、学校、障がい児通園施設などに通っている」と「作業所などで働いている（福祉的就労）」がともに24.4%で最も多くなっています。

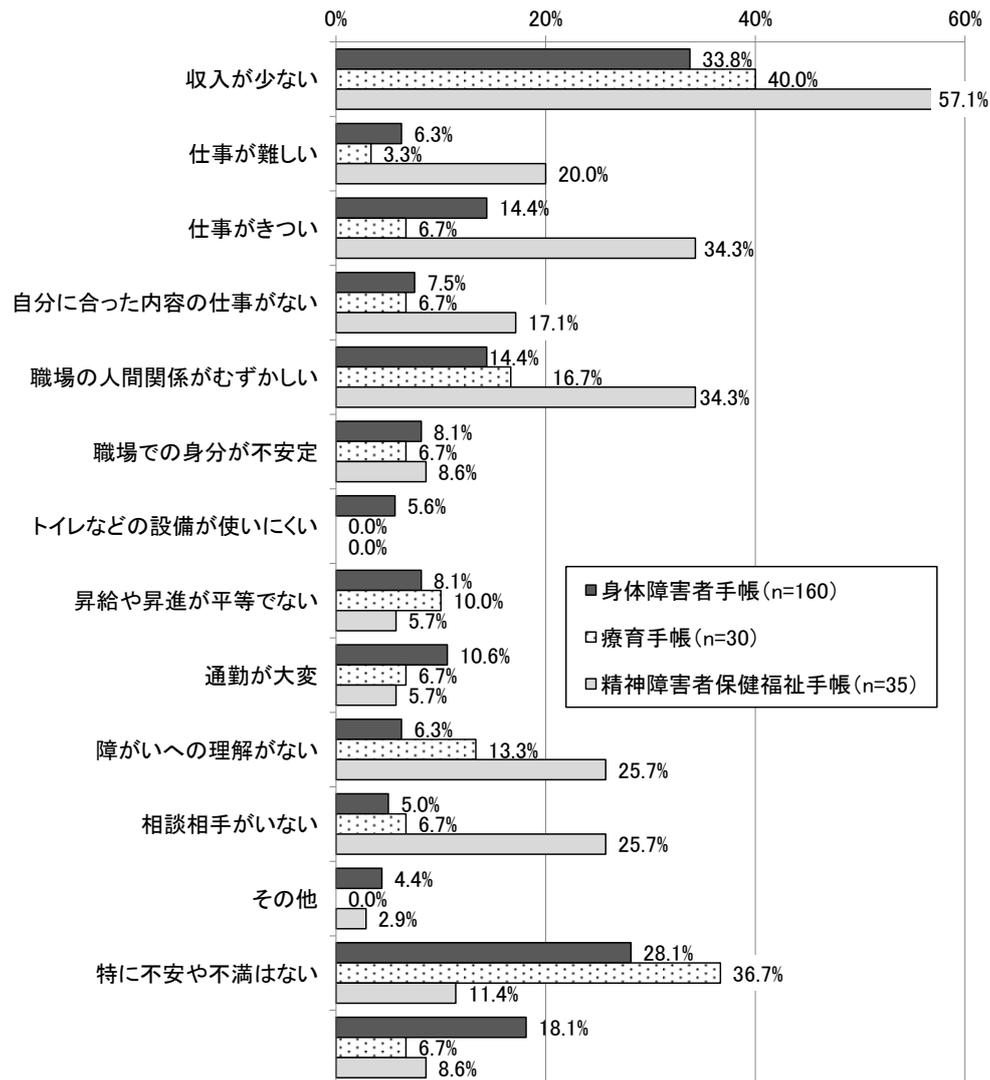
【平日の昼間、おもにどこで（何を）して過ごしているか】



■働いている人が、仕事をする上での不安や不満

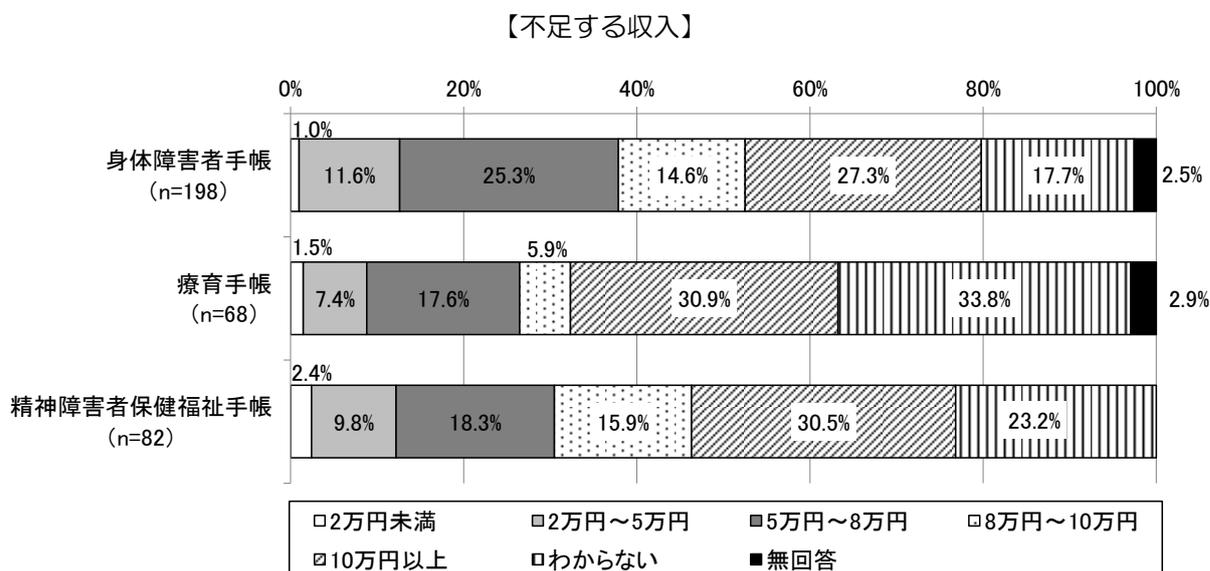
仕事をする上での不安や不満については、3障がいとも「収入が少ない」が最も多く、身体障がい者と知的障がい者では「特に不安や不満はない」が続いています。一方、精神障がい者では、「仕事がきつい」と「職場の人間関係がむずかしい」がともに34.3%で続いています。また、「障がいへの理解がない」、「相談相手がない」も25.7%と多くなっています。

【仕事をする上での不安や不満】 ※複数回答



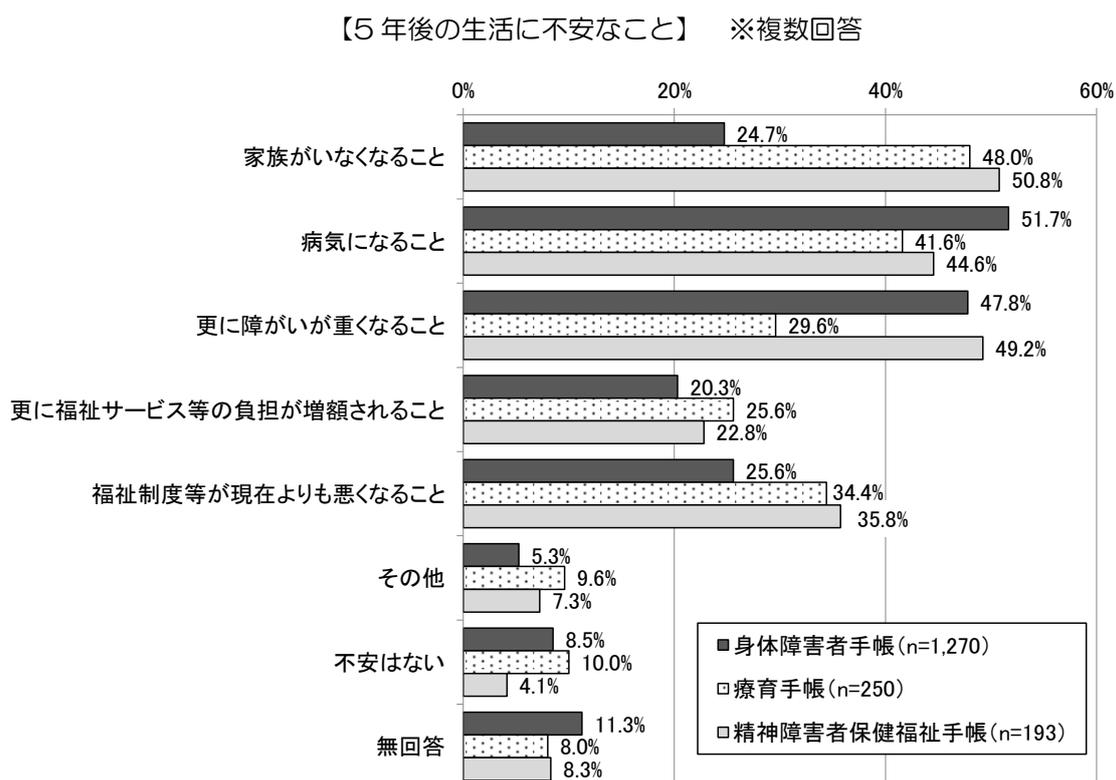
■将来したい暮らしをする上で不足するとした金額

将来したい暮らしをする上での問題が「収入が十分でない」人が不足するとした金額は、3障がいとも「10万円以上」が3割前後で最も多くなっています。



■5年後の生活に不安なこと

5年後の生活で不安なことについて、身体障がい者では「病気になること」、「更に障がいが重くなること」、知的障がい者では「家族がいなくなること」、「病気になること」、精神障がい者では「家族がいなくなること」、「更に障がいが重くなること」、「病気になること」がそれぞれ最も多くなっています。



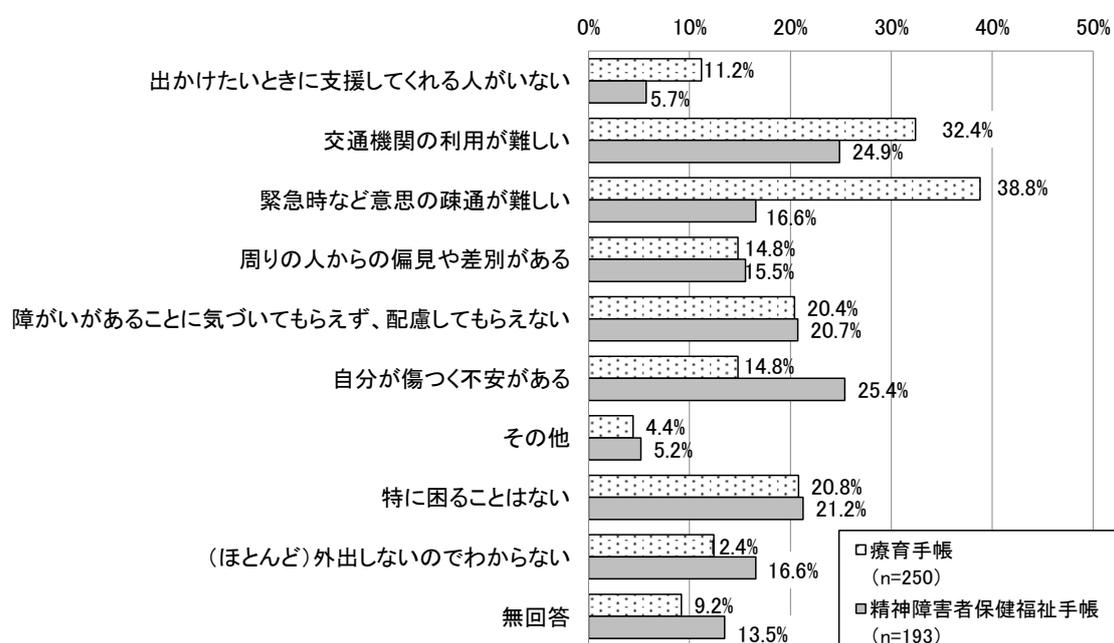
⑥ 外出や活動について

■外出する時に、困ること

外出の際に困ることについて、知的障がい者では「緊急時など意思の疎通が難しい」が38.8%で最も多く、次いで「交通機関の利用が難しい」が32.4%となっています。精神障がい者では、「自分が傷つく不安がある」が25.4%で最も多く、次いで「交通機関の利用が難しい」が24.9%となっています。

交通機関に関しては、身体障がい者からも多く自由記述での回答が寄せられています。

【外出の際、困ること】 ※複数回答



【外出の際、困ること】 ※身体障がい者の人からの代表的な自由記述

- 市内循環バスの本数や停留所が少ない。
- 車椅子でデマンドタクシーを利用したい。
- 障がい者用の駐車スペースが少ない。健常者が駐車している。
- 駅にエレベーターやエスカレーターが欲しい。
- 障がい者が使えるトイレが少ない、使いにくい。
- 道路が歩きにくい。歩道と車道の段差がきつい。

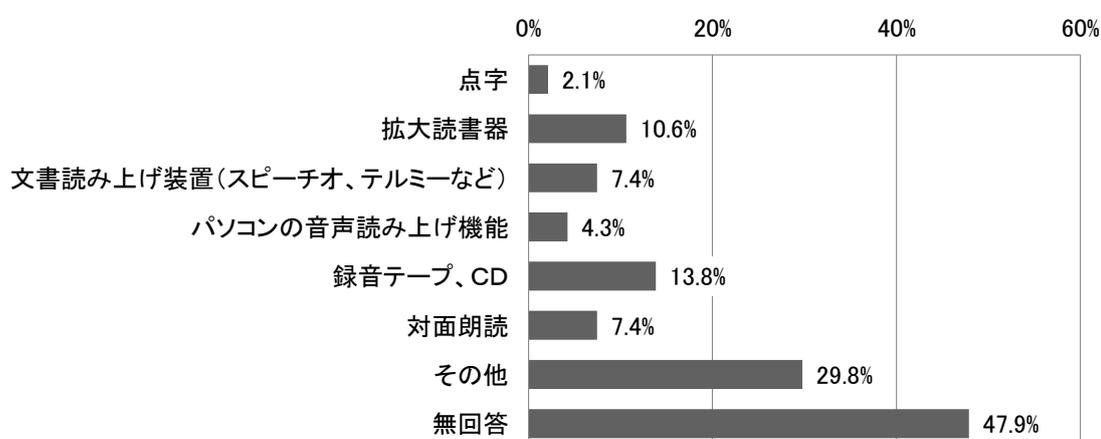
⑦ コミュニケーションについて

■情報収集の手段

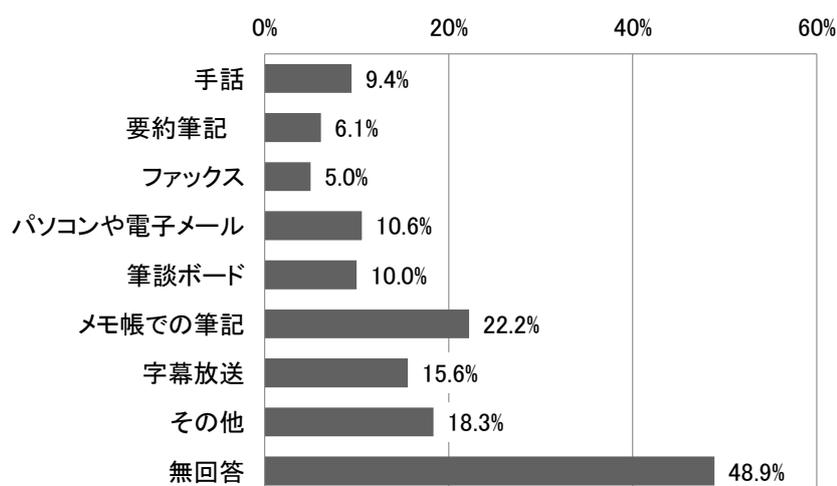
視覚障がいのある人の情報収集手段としては、「録音テープ、CD」が13.8%、拡大読書器が10.6%、「文書読み上げ装置（スピーチオ、テルミーなど）」と「対面朗読」がともに7.4%などとなっています。また「その他」では、「テレビやラジオ」が多く挙げられています。

聴覚・平衡機能または音声・言語・そしゃく機能障がいのある人では、「メモ帳での筆記」が22.2%、「字幕放送」が15.6%、「パソコンや電子メール」が10.6%などとなっています。また、「その他」では「補聴器」が挙げられています。

【情報収集の手段（視覚障がいのある人）】（n=94）



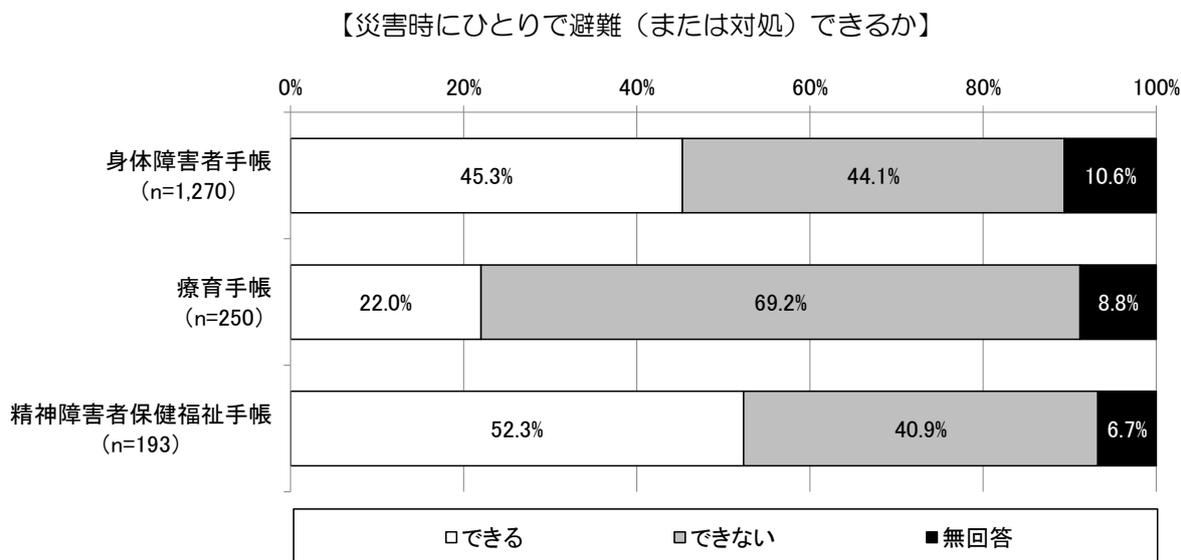
【情報収集の手段（聴覚・平衡機能または音声・言語・そしゃく機能障がいのある人）】
（n=180）



⑧ 防災対策について

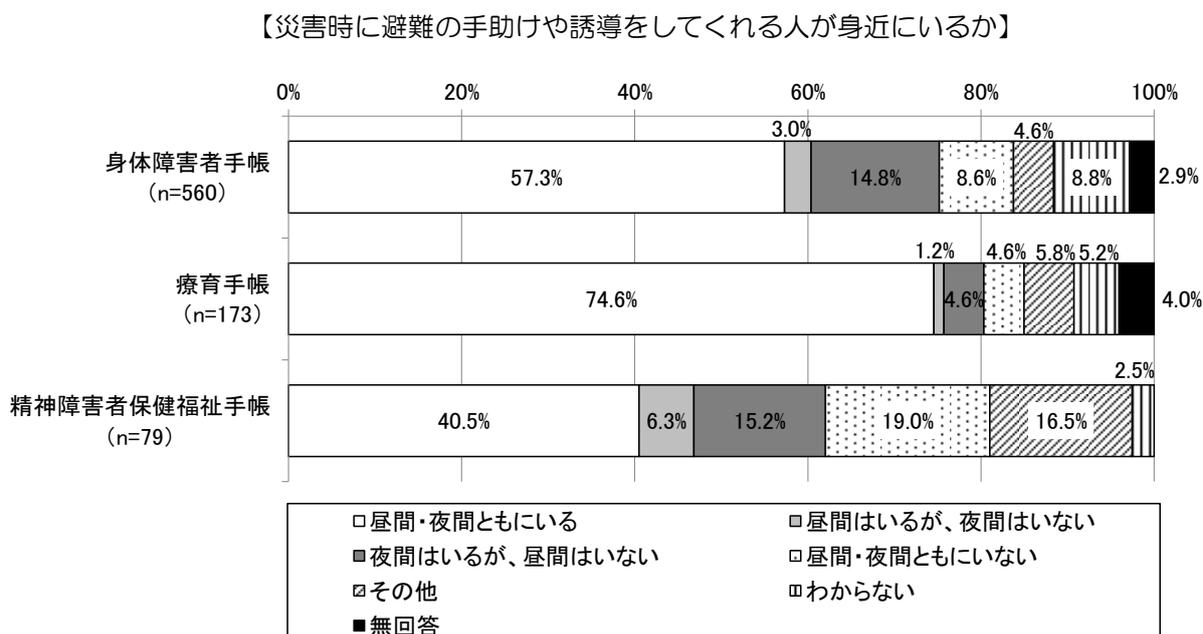
■災害時の避難・対処の可否

災害時にひとりで避難できる人は、身体障がい者では 45.3%、精神障がい者では 52.3%います。一方、知的障がい者では、ひとりで避難できる人は 22.0%に留まり、7割（69.2%）の人は「できない」と回答しています。



■災害時に避難の手助けや誘導をしてくれる人の有無

災害時にひとりで避難ができない人で、避難の手助けや誘導をしてくれる人が「昼間・夜間ともにいる」と回答した人は、身体障がい者では 57.3%、知的障がい者では 74.6%、精神障がい者では 40.5%に留まっています。

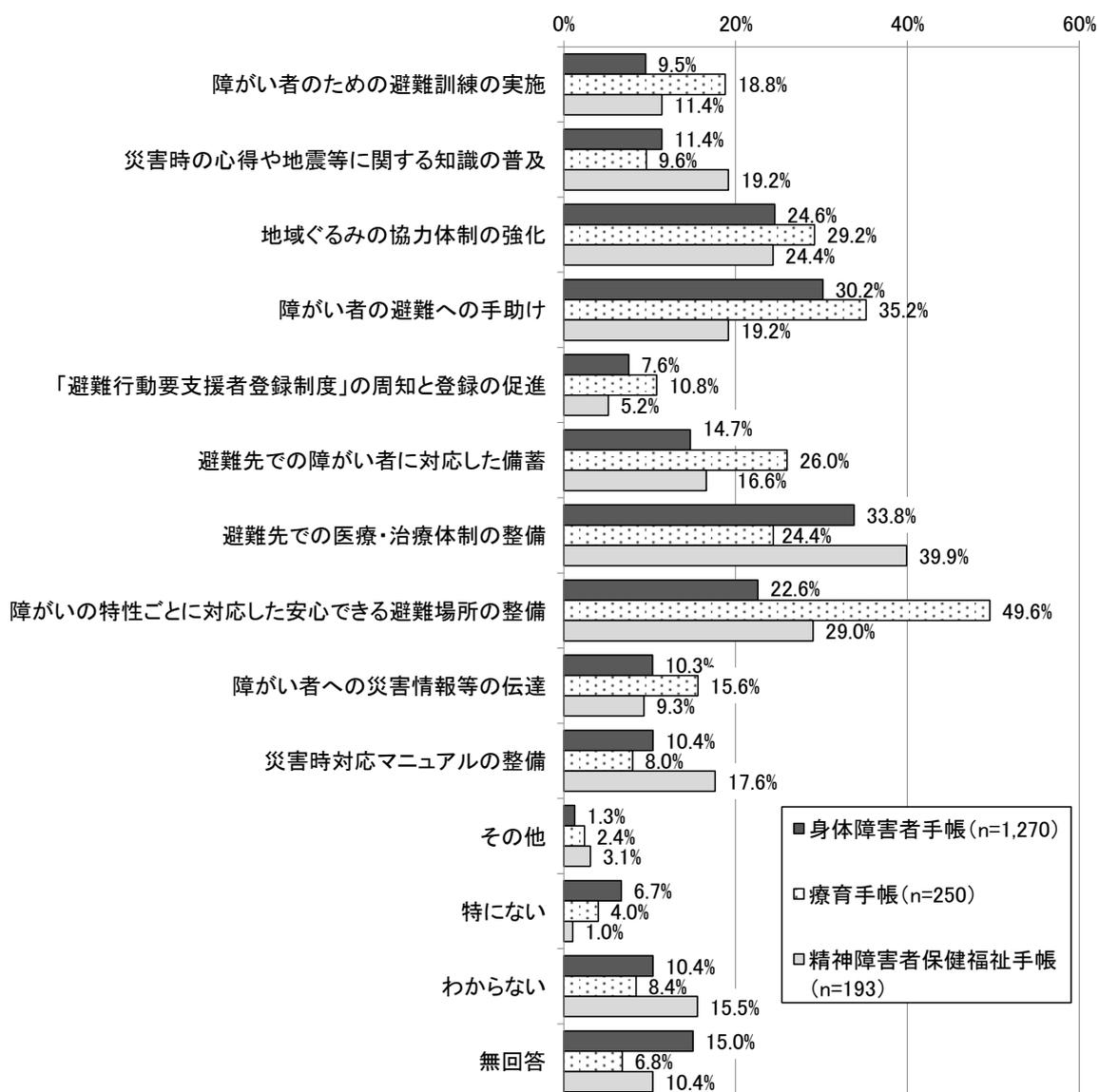


■災害に備えて必要と思うこと

災害に備えて必要と思うことについて、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」がそれぞれ 33.8%と 39.9%で最も多く、次いで身体障がい者では「障がい者の避難への手助け」、精神障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が多くなっています。

また、知的障がい者では、「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が 49.6%で最も多く、次いで「障がい者の避難への手助け」が多くなっています。

【災害に備えてどのようなことが必要だと思うか】 ※3 つまでの複数回答

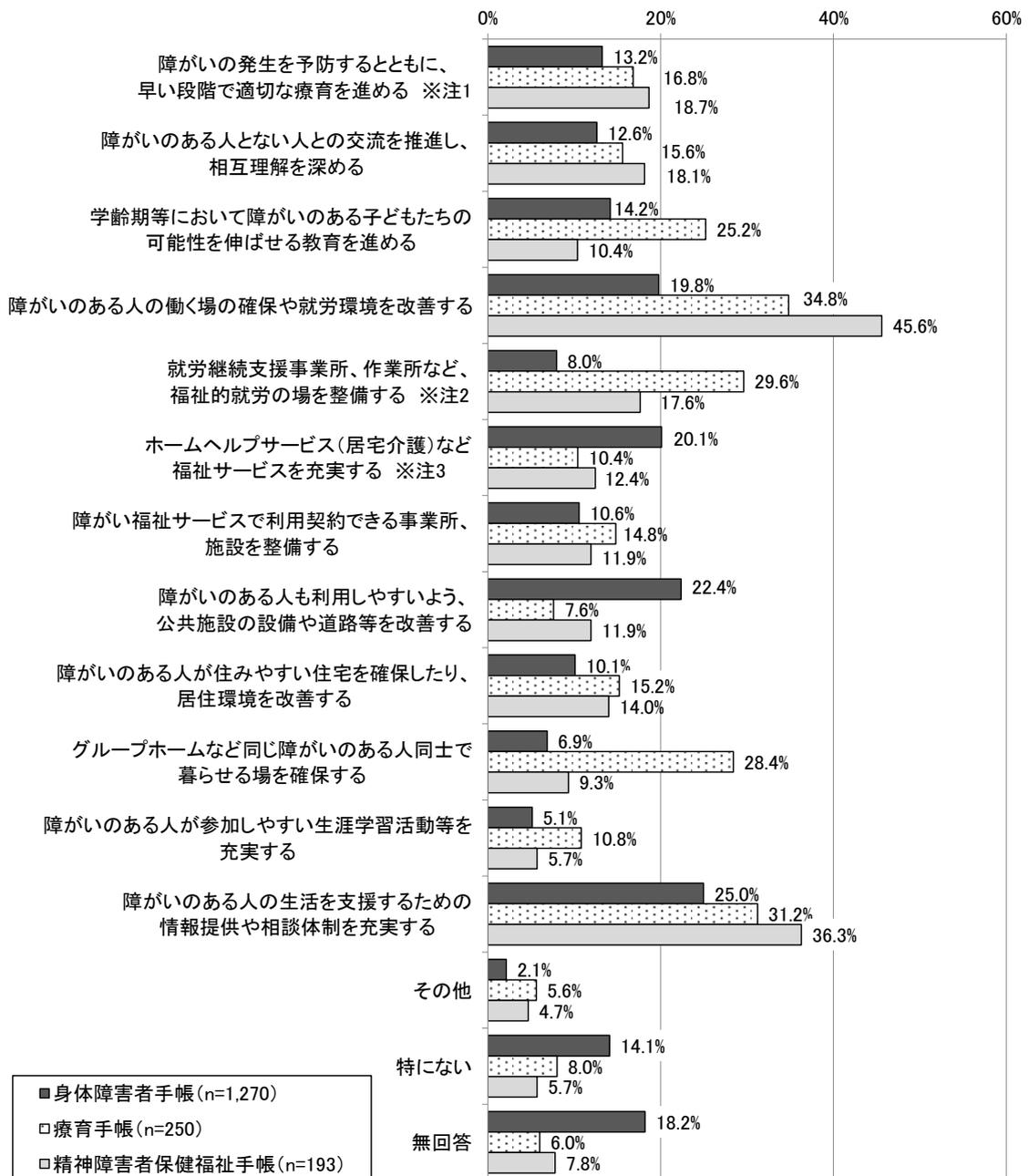


⑨ 障がい者施策全般について

■市に力を入れてほしい施策

これから市に力を入れてほしい施策について、身体障がい者では「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する」が 25.0%、知的障がい者と精神障がい者では「障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する」がそれぞれ 34.8%と 45.6%で最も多くなっています。

【これから、特にどのような施策に力を入れてほしいか】 ※3 つまでの複数回答



※注 1：療育手帳所持者の選択肢は「病気や障がいを予防するとともに、早い段階で適切な治療や療育を進める」

※注 2：療育手帳所持者の選択肢は「就労支援事業所、更生施設、作業所など、福祉的就労の場を整備する」

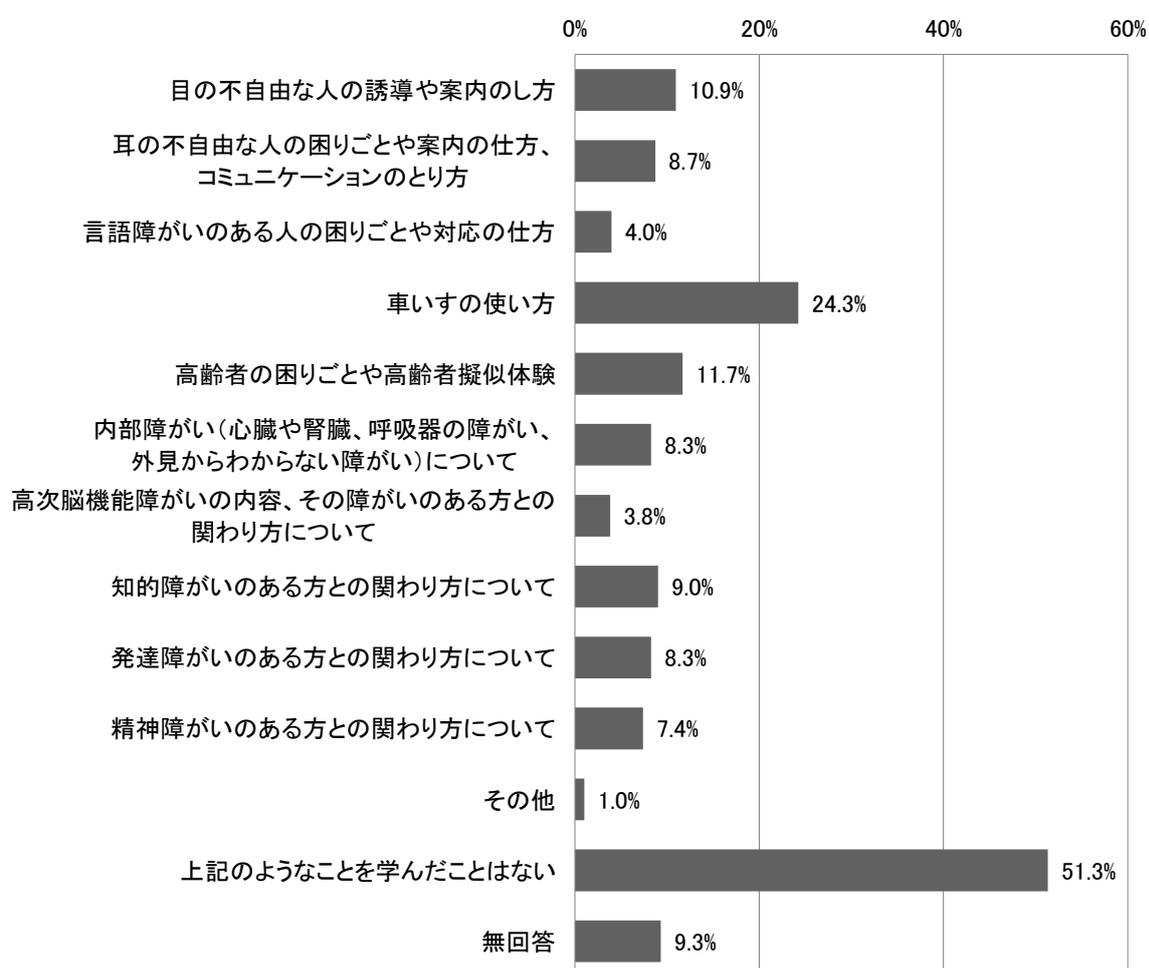
※注 3：療育手帳所持者の選択肢は「ホームヘルプサービスなど福祉サービスを充実する」

⑩ 障がいのある人との交流などについて【一般市民】

■障がいに関してこれまでに学んだこと

一般の市民の人が、障がいに関してこれまでに学んだことでは、「車いすの使い方」が 24.8%で最も多く、次いで「高齢者の困りごとや高齢者疑似体験」、「目の不自由な人の誘導や案内の仕方」が 10%を超えています。その他の項目はいずれも 10%未満で、半数以上の人には、そうしたことを「学んだことはない」と回答しています。

【今までに下記のことについて学んだ経験があるか】(n=676) ※複数回答



⑪ 福祉のまちづくりについて【一般市民】

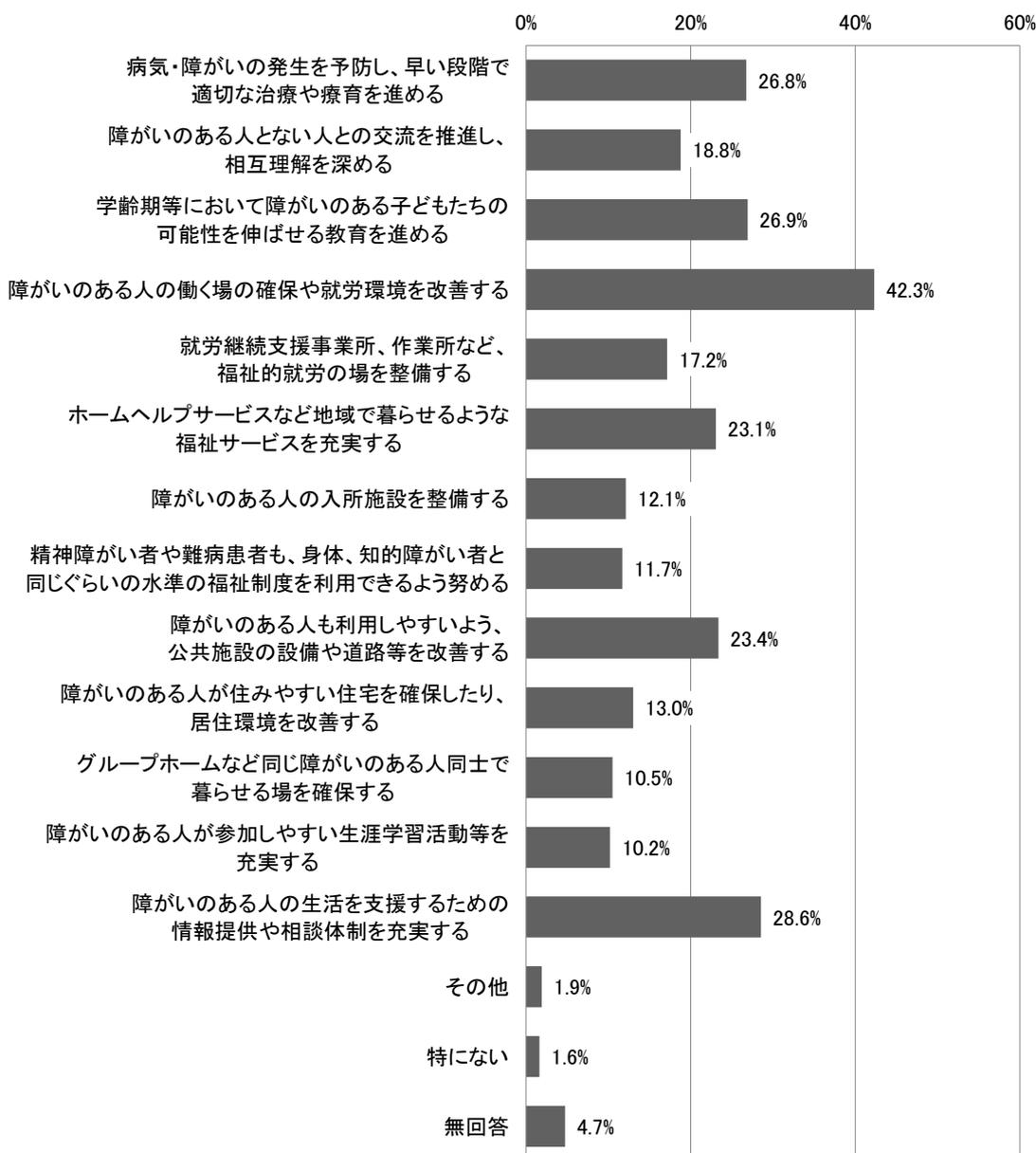
■障がいのある人のために市が力を入れる必要があると思う施策

行田市が、障がいのある人のために、これから特に力を入れる必要があると思う施策としては、「障がいのある人の働く場の確保や就労環境を改善する」が42.3%と最も多く、次いで「障がいのある人の生活を支援するための情報提供や相談体制を充実する」(28.6%)、「学齢期等において障がいのある子どもたちの可能性を伸ばせる教育を進める」(26.9%)、「病気・障がいの発生を予防し、早い段階で適切な治療や療育を進める」(26.8%)となっています。

上位の2つは、障がいのある人への設問でも高い回答割合となっており、障がい者および一般市民の理解は共通しています。

【これから、特にどのような施策に力を入れる必要があるか】(n=676)

※3つまでの複数回答



2 団体ヒアリング

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたって、障がい者関係団体に対し、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、ヒアリング調査を実施しました。

調査の概要および調査結果の概要は次のとおりです。

対象団体数	7
対象とする障がい	身体、知的、精神、知的、視覚、聴覚、障がい児 ※複数の障がいを対象とする団体あり
調査方法	郵送による配付、回収
実施時期	平成 29 年 11 月
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 団体の概要2. 活動上の問題点・課題3. 生活環境について4. 障がい福祉サービスについて5. 医療・保健について6. 相談・情報提供について7. 教育・保育について8. 雇用・就労について9. 生涯学習、文化・スポーツ活動について10. 安全・安心について11. 障がいや障がい者への理解と交流について12. 差別の解消・権利擁護について13. 今後の活動方針について14. 計画策定にあたってのご意見・ご要望等

(2) 主な調査結果

調査項目	主な内容
活動上の問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ全ての団体が「新規メンバーの加入が少ない」、「メンバーの高齢化や世代の偏りがある」と回答しています。 ・ 半数以上の団体が「活動資金が不足している」と回答しています。
生活環境について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通機関について、「市内循環バスの便数が少なく不便」、また「駅員やバス運転者の障がいへの理解不足」を指摘するご意見がありました。 ・ バリアフリー※化については、公共施設内は進んできているとの評価がある一方、道路・歩道や駅などでは、段差の存在やエレベータ未設置等が指摘されています。
障がい福祉サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ レスパイトに関するご意見（自己負担が高い、時間が短いなど）がありました。 ・ 人手不足によりサービスの利用が断られることがあり、その結果、ニーズがあっても利用されていないことにならないか、との指摘がありました。 ・ 聴覚障がい者団体から、手話通訳者の不足、手話が通じるサービスがない、とのご意見がありました。
医療・保健について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医院を含め、病院における（重度の）障がい者の受け入れ体制の整備を求めるご意見がありました。 ・ 精神病の人の医療の大変さについて理解と支援を求めるご意見がありました。
相談・情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援の対応力（人員数、能力）が不足しているとの指摘がありました。 ・ 福祉関係の窓口の一本化を評価するご意見と総合的な窓口の設置を求めるご意見があり、ばらつきがみられています。 ・ 回覧板を読むことができない視力障がい者への対応を求めるご意見がありました。
教育・保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所などの入園を断られる事例があるとのご意見が複数ある一方で、希望者はほとんど入園できると思われるとのご意見があり、ばらつきがみられています。
雇用・就労について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に関する更なる情報提供やジョブコーチの充実、実習の機会を求めるご意見がありました。また、障害者を雇用する企業の社員への教育の要望がありました。 ・ 大学とのコラボで働く場を設置した事例紹介がありました。
生涯学習、文化・スポーツ活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント自体やイベント情報の充実を求めるご意見がありました。 ・ 小中学校での、（視覚）障害の体験授業の実施を求めるご意見がありました。

安全・安心について	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線が聞こえない、無線の内容についてメール配信を希望するなどのご意見がありました。 ・重度障害者の災害時の受け入れが不安とのご意見がありました。 ・防犯カメラの設置を求めるご意見がありました。
障がいや障がい者への理解と交流について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が積極的に外に出ることで、少しずつ成果がでてきていると感じるとのご意見がありました。 ・教育や小さい頃からいっしょに過ごすことが理解につながっているとのご指摘がありました。 ・福祉課の封筒には発送元を示す点字シールを貼って欲しいとのご要望がありました。
差別の解消・権利擁護について	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が勇気を出して外に出てみてもらうことや、小さい頃から共に過ごし障がいへの理解を深めてもらうことが大切とのご意見がありました。
今後の活動方針について	<ul style="list-style-type: none"> ・「勉強会」「(手話)講習会」の必要性を指摘し、その際の市の支援を求めるご意見がありました。 ・ボランティアやサポーターとして貢献したいとのご意見がありました。
計画策定にあたってのご意見・ご要望等	<ul style="list-style-type: none"> ・この調査結果を有効に使ってほしいとのご希望がありました。 ・条例制定後、手話への理解、手話通訳者養成を計画に盛り込んで欲しいとのご要望がありました。 ・障がい者が利用しやすいサービスや情報提供についてご要望がありました。 ・障がい者自身と家族の介護など、問題を複合的に捉えた対応を求めるご意見がありました。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 計画の目標像

障がい者施策の基本となる障害者基本法は、その目的を次のとおり、「共生社会の実現」としています。

(目的)

第一条この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

また、本市の最上位計画である第5次行田市総合振興計画では、まちづくりの基本理念のひとつとして「だれもが健やかで幸せに暮らせるまちづくり」を掲げ、障がい者が地域社会の中で自立した生活を確立できるよう、「ノーマライゼーション^{*}の理念を基本とし、障がい者のニーズを踏まえながら社会参加への機会の促進を図り、生活しやすい環境づくりに努め、また、市民が障がいへの理解を深めるため、啓発事業の充実や理念の普及を図り、心のバリアフリーを目指します。」としています。

これらを受け、本計画では、障がいの有無や社会的・家庭的な背景などに関係なく、全ての人が包み込まれ（インクルージョンされ）、自立して、共に生きる社会を目指して、その目標像を次のとおりとします。

■■■ 計画の目標像 ■■■

～ いきいき・ふれあい・ぬくもり ～

**共に学び、共に働き
共に生き、参加するまちづくり**

第2節 計画の基本目標と施策の方向

本計画の目標像を実現するために、基本目標として以下の4つを設定して施策を体系化し、その総合的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ	住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために <p>障害のある人が、住み慣れた身近な地域の中で、その人らしく自立した生活を送れるよう、一人一人の生活実態やニーズに即した福祉サービスの充実に努めるとともに、そうしたサービスに関する情報提供体制や相談体制の整備を進めます。</p> <p>また、障がい者への災害発生時の支援や犯罪被害の防止など、地域で安心・安全に暮らすことのできる防災・防犯対策を推進します。</p>
施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1. 福祉サービスの充実 第5期行田市障がい福祉計画および第1期行田市障がい児福祉計画2. 相談体制の充実3. 保健・医療の充実4. 住まいの確保と整備5. 防災・防犯対策の推進6. 福祉施設の整備
基本目標Ⅱ	自立に向けた力をつけるために <p>心身の発達に不安や障がいのある子どもたちが、早い段階から適切な療育や保育を受けられるよう、保健・医療と連携した支援に努めます。</p> <p>また、特別な支援を必要とする子どもたちひとり一人の障がいの状況や特性に合わせて、その能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的な社会参加と自立につながるよう、障がい児教育を充実させていくとともに、障がいや病気等のない子どもとともに学ぶことや、交流を促進します。</p> <p>更に、学齢期以降も自分の興味や関心のある分野について学んだり、スポーツ・レクリエーション活動へ参加することができるよう、生涯を通じた学びの場や機会の確保に努めます。</p>
施策の方向	<ol style="list-style-type: none">1. 療育・保育・就学前教育の充実2. 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応3. 生涯学習活動の振興

基本目標Ⅲ

社会参加と仕事をしていくために

障がいのある人が、その人に合った形で、自身の能力・個性を發揮しながらいきいきと働くことができるよう、多様な就労の機会の拡充を図るとともに、障がいのある人による、その他のさまざまな社会参加活動を支援していきます。

また、社会参加のための条件を整備していくよう、「福祉のまちづくり」（障がい等に配慮した施設や公共交通のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進）や、障がいのある人が必要な情報を手に入れることができるようなコミュニケーション支援などの「情報のバリアフリー化」に努め、全ての人にやさしいまちづくりを推進します。

施策の方向

1. 就労の支援
2. 社会参加活動の促進
3. 施設・公共交通のバリアフリー化
4. 情報・コミュニケーションのバリアフリー化

基本目標Ⅳ

「共生社会」の実現のために

社会から「意識上の障壁」を取り除いて、障害のある人もない人も共に生きる「共生社会（同等の権利をもつ社会の一員として、生活を営み、行動できる社会）」の実現を目指します。

全ての人々の「心のバリアフリー」を実現するため、障がいのある人とない人がお互いに理解しあう大切なきっかけとなる交流を促進するとともに、ボランティア活動や障がいへの正しい理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、障がいのある人がその権利を侵害されることがないように、権利擁護のための施策の充実を図ります。

施策の方向

1. 心のバリアフリーの実現
2. ボランティア活動の推進
3. 権利擁護施策の推進

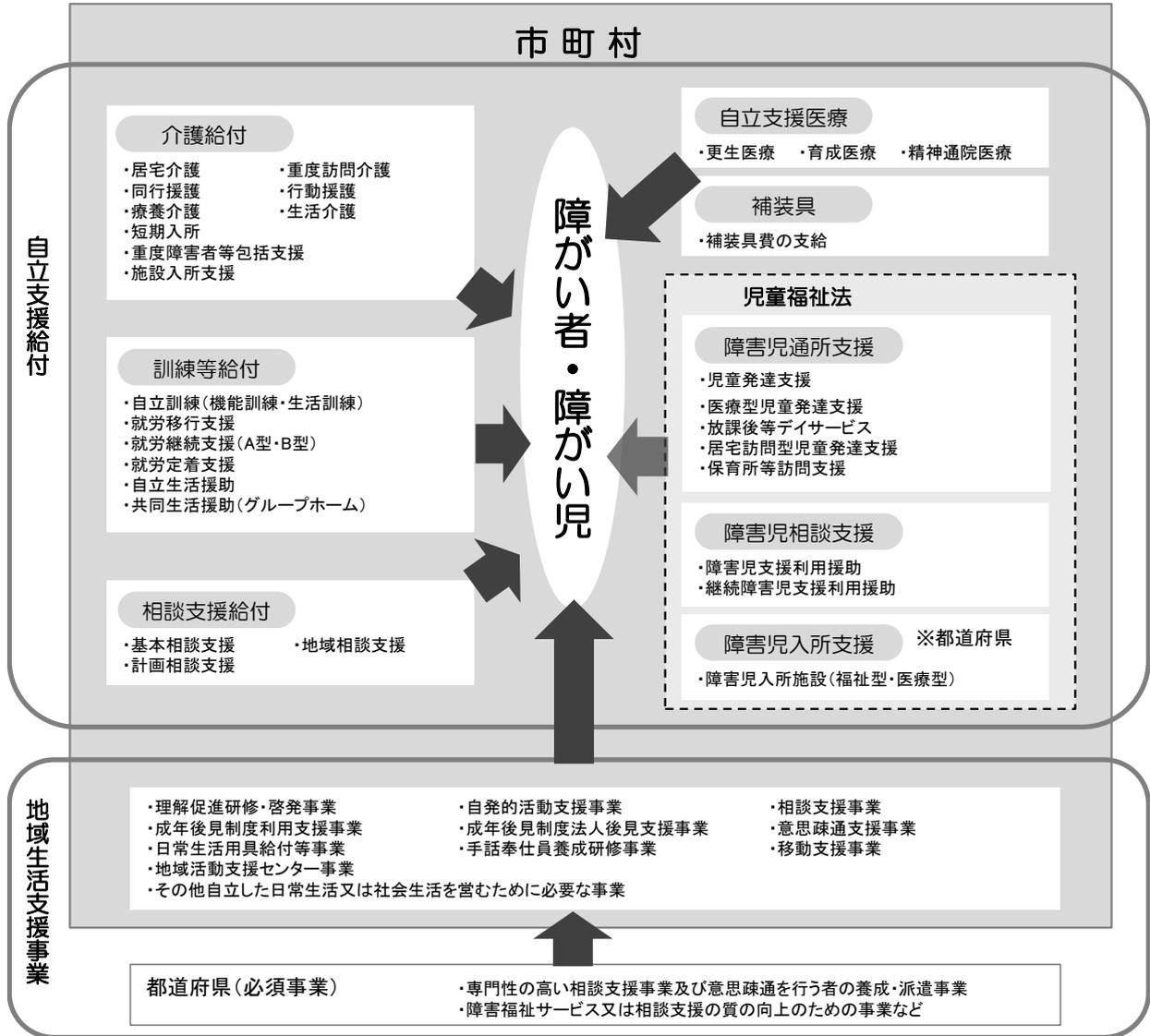
第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために

基本目標	施策の方向	主要施策
Ⅰ 住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けるために	1 福祉サービスの充実	第5期行田市障がい福祉計画 および第1期障がい児福祉計画
	2 相談体制の充実	(1) 相談体制の充実 (2) 障がい者相談支援事業の推進 (3) 障がい者ケアマネジメント体制の充実
	3 保健・医療の充実	(1) 疾病予防・早期発見の推進 (2) 機能訓練事業の充実 (3) 医療体制の充実 (4) 医療給付などの利用促進 (5) 健康づくりの推進 (6) 精神保健活動の推進
	4 住まいの確保と整備	(1) グループホームへの支援 (2) 住宅改造助成制度の普及 (3) 公営住宅の整備促進
	5 防災・防犯対策の推進	(1) 施設防災体制の強化 (2) 住宅防災対策の推進 (3) 災害対策の推進 (4) 緊急通報システムの整備 (5) 防犯等体制の推進
	6 福祉施設の整備	(1) サービス情報の提供

1 福祉サービスの充実【第5期行田市障害福祉計画および第1期行田市障害児福祉計画】

(1) 障害福祉サービスによる支援システム



(2) 国指針で掲げる平成 32（2020）年度の数値目標の設定

第 5 期障害福祉計画および第 1 期障害児福祉計画策定にあたり国が示す基本指針に掲げられた成果目標について、本市では以下のとおりに設定します。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度末時点での施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行。 平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減。 当該目標の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行者数は国と同様 9%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

■数値目標

施設入所者			地域生活移行者
平成 28 年度末 入所者数	平成 32 年度末 目標値	削減見込数	
78	—	—	7

■目標値達成に向けた方策

施設入所者の地域生活への移行が円滑に進むよう、地域における障がいおよび障害者に関する理解の促進を図ります。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステム^{*}の構築

■国の基本指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

協議の場の数		備考
平成 28 年度末 実績値	平成 32 年度末 目標値	
0	1	

■目標値達成に向けた方策

平成 32 年度末までに 1 箇所の協議の場の設置を目指し、周辺自治体との連携も視野に、検討を進めます。

③地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持つ地域生活支援拠点[*]（多機能拠点整備型又は面的整備型）を、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

支援拠点等の数		備考
平成 28 年度末 実績値	平成 32 年度末 目標値	
0	1	

■目標値達成に向けた方策

平成 32 年度末までに 1 箇所の支援拠点の設置を目指し、周辺自治体との連携も視野に、検討を進めます。

④福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とし、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定。 就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業者ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。 目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各目標値に加えた割合以上を目標値とする。 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本。 一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定にあたり、平成 29 年度末において、障害福祉計画で定めた平成 29 年度までに数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

一般就労移行者		就労移行支援事業の利用者数		就労移行率 3 割以上の事業所の割合
平成 28 年度末 実績数	平成 32 年度末 目標値	平成 28 年度末 実績数	平成 32 年度末 目標値	
17	26	31	37	50.0%

■目標値達成に向けた方策

障がい者の雇用の拡大を図るために、企業を対象に、障がいおよび障がい者についての啓発活動を推進します。

また、ハローワーク等と連携し、就労を希望する障がい者への情報提供の充実に努めます。

⑤障害児支援の提供体制の整備等

■国の指針および埼玉県の考え方

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 ケ所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 ケ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 平成 30 年度末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国基本指針のとおり。

■数値目標

児童発達支援センターの設置数		重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数		医療的ケア [*] 児の支援のための協議の場の数	
平成 28 年度末実績数	平成 32 年度末目標値	平成 28 年度末実績数	平成 32 年度末目標値	平成 28 年度末実績数	平成 32 年度末目標値
0	1	0	1	0	1

■目標値達成に向けた方策

上記数値目標の達成に向けて、同圏域の羽生市、加須市との協議を進めていくとともに、障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携を図って参ります。

(3) 障がい福祉サービスおよび障がい児福祉サービス

①サービスの体系

■障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス

自立支援給付	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労定着支援 ・ 短期入所（福祉型・医療型） ・ 自立生活援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援（A型・B型） ・ 療養介護
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援
	相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援 ・ 地域定着支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行支援
地域生活支援事業	必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理解促進研修・啓発事業 ・ 相談支援事業 ・ 成年後見制度法人後見支援事業 ・ 意思疎通支援事業 ・ 手話奉仕員養成研修事業 ・ 地域活動支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自発的活動支援事業 ・ 成年後見制度[*]利用支援事業 ・ 日常生活用具[*]給付等事業 ・ 移動支援事業
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業 ・ 知的障害者職親委託制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問入浴サービス事業

■児童福祉法に基づく障がい児福祉サービス

障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援 	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 	

②訪問系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がい者（児）の外出に同行して、代筆や代読を含む移動に必要な情報の提供や援護を行います。
行動援護	知的障がい者や精神障がい者で、自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

■ 4期計画実績※平成 29 年度は見込み

訪問系サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	合計時間数（時間／月）	1,120	1,641	1,160	1,690	1,200	1,929
	人数（人／月）	90	78	93	80	96	86
重度訪問介護	合計時間数（時間／月）	2,830	4,208	2,940	4,583	3,050	3,878
	人数（人／月）	15	12	16	13	17	13
同行援護	合計時間数（時間／月）	210	325	220	334	235	362
	人数（人／月）	15	14	16	13	17	14
行動援護	合計時間数（時間／月）	130	177	130	155	130	200
	人数（人／月）	12	8	12	8	12	10
重度障害者等 包括支援	合計時間数（時間／月）	0	0	0	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0	0	0	0
合計	合計時間数（時間／月）	4,290	6,351	4,450	6,762	4,615	6,369
	人数（人／月）	132	112	137	114	142	123

■ 5期計画見込み

訪問系サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	合計時間数（時間／月）	2,000	2,100	2,200
	人数（人／月）	90	95	100
重度訪問介護	合計時間数（時間／月）	4,100	4,100	4,350
	人数（人／月）	14	14	15
同行援護	合計時間数（時間／月）	350	350	350
	人数（人／月）	14	14	14
行動援護	合計時間数（時間／月）	200	200	200
	人数（人／月）	10	10	10
重度障害者等 包括支援	合計時間数（時間／月）	0	0	0
	人数（人／月）	0	0	0
合計	合計時間数（時間／月）	6,650	6,750	7,100
	人数（人／月）	128	133	139

③日中活動系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者、精神障がい者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 雇用契約を結ぶことを基本とするA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面に課題が生じている者に対し、企業や関係機関と連携して問題解決を図ります。 第5期計画で新たに加わったサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活上の援助を行います。
短期入所 （福祉型・医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 障がい者支援施設等で実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者に対し、一定期間定期的に利用者の居宅を訪問して生活状態を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 第5期計画で新たに加わったサービスです。

■ 4期計画実績※平成 29 年度は見込み

日中活動系サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	合計日数 (人日/月)	3,500	3,345	3,600	3,418	3,700	3,426
	人数 (人/月)	175	177	180	179	185	175
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	80	0	100	0	120	20
	人数 (人/月)	4	0	5	0	6	1
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	240	224	280	243	320	273
	人数 (人/月)	12	11	14	12	16	14
就労移行支援	合計日数 (人日/月)	620	583	760	578	900	634
	人数 (人/月)	31	31	38	31	45	35
就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	260	230	280	361	300	306
	人数 (人/月)	13	11	14	18	15	15
就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	1,720	1,686	1,800	1,764	1,880	1,806
	人数 (人/月)	86	92	90	94	94	97
療養介護	人数 (人/月)	5	5	6	5	6	5
短期入所(福祉型)	合計日数 (人日/月)	95	77	110	107	130	92
	人数 (人/月)	19	28	22	38	26	21
短期入所(医療型)	合計日数 (人日/月)	35	33	40	35	40	28
	人数 (人/月)	7	8	8	11	8	8

■ 5期計画見込み

日中活動系サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	合計日数 (人日/月)	3,800	3,900	3,900
	人数 (人/月)	190	195	195
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	40	40	40
	人数 (人/月)	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	300	320	340
	人数 (人/月)	15	16	17
就労移行支援	合計日数 (人日/月)	800	900	1,000
	人数 (人/月)	40	45	50
就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	340	380	420
	人数 (人/月)	17	19	21
就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	2,400	2,500	2,600
	人数 (人/月)	120	125	130
就労定着支援	人数 (人/月)	3	5	10
療養介護	人数 (人/月)	6	6	6
短期入所(福祉型)	合計日数 (人日/月)	125	150	175
	人数 (人/月)	25	30	35
短期入所(医療型)	合計日数 (人日/月)	50	50	50
	人数 (人/月)	10	10	10
自立生活援助	人数 (人/月)	5	5	5

④居住系サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談対応や入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■4期計画実績※平成29年度は見込み

居住系サービス	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助 (グループホーム)	人数 (人/月)	40	58	42	68	44	70
施設入所支援	人数 (人/月)	72	74	71	72	70	75

■5期計画見込み

居住系サービス	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助	人数 (人/月)	90	95	100
施設入所支援	人数 (人/月)	75	75	75

⑤相談支援

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際に一人ひとりに合わせた「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
地域移行支援	施設に入所している障がいのある人や、入院している精神障がいのある人に対し、住まいの確保や地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	一人暮らし等の障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急事態に際して、相談や訪問を行います。

■4期計画実績※平成29年度は見込み

相談支援	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	人数 (人/年)	440	392	450	402	460	420
地域移行支援	人数 (人/年)	2	1	4	6	6	4
地域定着支援	人数 (人/年)	2	0	4	1	6	4

■5期計画見込み

相談支援	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人数 (人/年)	450	460	470
地域移行支援	人数 (人/年)	5	5	5
地域定着支援	人数 (人/年)	5	5	5

⑥障がい児に対する福祉サービス

■サービスの種類と内容

種類	サービスの内容
児童発達支援	身体障がいや知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、児童発達支援センター等の児童福祉施設等において、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童を、医療型の児童発達支援センター等の施設において、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供し、自立の促進と放課後の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障がい児その他気になる児童を対象に、障がい児に対する指導経験のある児童指導員や保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行います。 平成 28 年の児童福祉法の改正により、乳児院や児童養護施設に入所している児童も対象に含まれることになりました。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。 第 1 期障害児福祉計画で新たに加わった障がい児に対するサービスです。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの支給決定を行う際に「障がい児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとの検証・見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、障がい児支援等の充実を図るために、コーディネーターを配置します。 第 1 期障害児福祉計画で新たに加わった障がい児に対するサービスです。

■ 4期計画実績※平成 29 年度は見込み

障がい児福祉サービス	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	合計日数（人日／月）	225	101	240	65	255	99
	人数（人／月）	15	13	16	14	17	21
医療型児童発達支援	合計日数（人日／月）	20	0	20	0	20	0
	人数（人／月）	1	0	1	0	1	0
放課後等デイサービス	合計日数（人日／月）	525	1,000	540	1,140	555	1,224
	人数（人／月）	35	79	36	99	37	105
保育所等訪問支援	合計日数（人日／月）	15	0	15	0	15	0
	人数（人／月）	1	0	1	0	1	0
障がい児相談支援	人数（人／年）	—	85	—	93	—	114

■ 5期計画見込み

障がい児福祉サービス	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	合計日数（人日／月）	110	120	130
	人数（人／月）	22	24	26
医療型児童発達支援	合計日数（人日／月）	20	20	20
	人数（人／月）	1	1	1
放課後等デイサービス	合計日数（人日／月）	1,320	1,380	1,440
	人数（人／月）	110	115	120
保育所等訪問支援	合計日数（人日／月）	2	2	2
	人数（人／月）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	合計日数（人日／月）	2	2	2
	人数（人／月）	1	1	1
障がい児相談支援	人数（人／年）	125	130	135
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人数（人／年）	0	0	1

⑦地域生活支援事業

■サービスの種類と内容【必須事業】

種類	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るために、地域住民を対象に障がい者等に対する理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域の住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）および後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉法人等の法人に対して、法人後見に必要な知識・技能・倫理等を習得できる研修等を行います。
意思疎通（コミュニケーション）支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆者等の派遣等を行い、円滑な意思疎通を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することなどにより、生活の利便性を向上します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者への支援を行うために、日常会話程度の手話技術を習得するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会を提供し、障がいのある人の地域での交流などを支援します。

■ 4期計画実績※平成 29 年度は見込み

地域生活支援事業 【必須事業】		単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		実施見込み箇所数	4	1	4	1	4	2
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具等	給付件数	55	35	57	38	59	36
	排せつ管理支援用具	給付件数	1,150	1,296	1,175	1,134	1,200	1,270
手話奉仕員養成研修事業		利用者数(人/年)	20	15	20	10	20	14
移動支援事業		利用者数(人/年)	590	553	600	557	610	570
		延べ利用時間(時間/年)	6,500	5,258	6,600	6,427	6,700	6,600
地域活動支援センター		利用者数(人/年)	590	293	600	307	610	310
		延べ利用時間(時間/年)	6,500	5,468	6,600	6,088	6,700	6,200

■ 5期計画見込み

地域生活支援事業 【必須事業】		単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業		実施見込み箇所数	4	4	4
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	設置の有無	有	有	有
	要約筆記者派遣事業	実施の有無	有	有	有
	手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無
給付等事業 日常生活用具	介護・訓練支援用具等	給付件数	40	40	40
	排せつ管理支援用具	給付件数	1,300	1,350	1,400
手話奉仕員養成研修事業		利用者数 (人/年)	20	20	20
移動支援事業		利用者数 (人/年)	580	590	600
		延べ利用時間 (時間/年)	6,700	6,800	6,900
地域活動支援センター		利用者数 (人/年)	310	315	320
		延べ利用時間 (時間/年)	6,200	6,300	6,400

■サービスの種類と内容【任意事業】

種類	サービスの内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴のサービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
巡回支援専門員整備	発達障がいに関する知識を有する専門員が保育所などを巡回し、障害が気になる段階から支援を行うための体制整備を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立を図るため、一定期間、知的障がい者の援護に熱意を持った事業経営者等に預け、生活指導、技能習得訓練等を行います。

■4期計画実績※平成29年度は見込み

地域生活支援事業 【任意事業】	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	3	3	3	3	3	4
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	30	19	33	20	36	23
巡回支援専門員整備	実施箇所数（箇所）	20	11	20	6	20	8
	実利用者数（人）	25	64	30	27	30	18
知的障害者職親委託	利用者数（人）	1	0	1	0	2	0

■5期計画見込み

地域生活支援事業 【任意事業】	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／月）	4	4	4
日中一時支援事業	利用者数（人／月）	25	28	30
巡回支援専門員整備	実施箇所数（箇所）	10	10	10
	実利用者数（人）	25	25	25
知的障害者職親委託	利用者数（人）	1	1	1

2 相談体制の充実

【基本方針】

「共生社会」の理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域の中で、自立した生活を送るためには、本人やその家族が気軽に相談できる場を充実し、福祉サービスを適切に利用できるよう支援する必要があります。

また、アンケート調査でも、特に力を入れるべき施策で「情報提供や相談体制の充実」をあげた方が多くなっているため、今後更に充実を図ります。

「基幹相談支援センター」の設置については引き続き検討してまいります。

【主要施策】

(1) 相談体制の充実

- 障がいのある人とその家族が適切な相談を受けられるよう、福祉事務所、教育委員会、保健センターおよび教育研修センターなどの相談事業をより充実します。
- 「基幹相談支援センター」の設置については北埼玉地域の関係機関と引き続き検討します。
- 県総合リハビリテーション※センターや熊谷児童相談所、精神保健福祉センター、加須保健所など関係機関および市内福祉事業所との連携の強化に努めます。
- 『北埼玉障がい者生活支援センター』の存在や事業内容（福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング※の実施等）について広く周知に努め、障がいのある人が地域の中でその人らしく自立した生活を送れるよう連携を図ります。
- 民生委員・児童委員、相談支援事業所の相談支援活動について周知・支援します。

(2) 障がい者相談支援事業の推進

- 『北埼玉障がい者生活支援センター』の機能を活用し、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援します。

(3) 障がい者ケアマネジメント体制の充実

- 「障がい者支援協議会」との連携・協力を努め、障がいのある人一人ひとりの状況やニーズに合った支援を行える基盤の整備を図ります。
- 市職員のケアマネジメント研修受講を推進し、専門的な知識・技能を持った相談員の確保に努めます。
- 障がい当事者への情報提供やサービスに関する相談を行い、円滑な制度の実施を図ります。

3 保健・医療の充実

【基本方針】

近年、障がいの重度化が進行していることから、障がいのある人の健康の維持、障がいの進行等を予防することが大変重要になっています。障がいの早期発見・早期治療を行い、適切な療育や各種保健・福祉施策へとつなげていくためには、きめ細やかな相談・指導や保護者等に対する精神的な支援も含めた支援体制を充実することが必要です。合わせて、障がいの原因の一つである疾病の予防や生活習慣病の予防など、市民自らが生涯を通じて主体的に「健康づくり」を進めるための支援を行います。

障がいのある人が地域の中で安心して健康な生活を送れるように、保健・医療・福祉等の機能的な連携を強化していきます。

【主要施策】

(1) 疾病予防・早期発見の推進

- 妊婦健康診査、妊婦相談等を実施し、妊婦の健康管理を推進します。
- 乳幼児の疾病予防や障がいの早期発見・早期療育のため、乳幼児健診、健康教育、乳幼児相談および乳児産婦全戸訪問の充実を図ります。また、関係機関と連携しながら、発達障害等の早期発見・早期対応に努めていきます。
- 成人の生活習慣病等疾病の予防のため、各種健康診査、がん検診、健康教育や健康相談などの充実を図ります。

(2) 機能訓練事業の充実

- 医療でのリハビリテーション終了後も継続して訓練が必要な人や、障害により心身機能の低下が認められる人について、地域生活に適應できるよう、市総合福祉会館における機能回復訓練の充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

- 休日・夜間急患医療について、医師会・歯科医師会と連携を図り充実に努めます。
- 歯科医師会の協力を得て、訪問歯科診療の充実を図ります。
- 地域で治療が困難な障がいのある人のため、専門的機関と連携を図り治療の充実に努めます。
- 意思の疎通が困難な障がいのある人が入院した際に、コミュニケーション支援員を派遣する「入院時コミュニケーション支援事業」の周知と利用の促進を図ります。
- 障がいのある人が安心して診療や入院治療を受けられるよう、医師会等に受け入れ体制の整備への協力を求めます。

(4) 医療給付などの利用促進

○重度心身障害者医療費助成の周知を図るとともに、医師会の協力を得ての申請の簡略化と、窓口払いの無料化を継続します。

※65歳以上で後期高齢者医療制度による医療給付が適用された人は、窓口払い無料化の対象になりません。

○自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度、指定難病医療費・小児慢性特定疾病医療費公費負担制度および心臓病児童の見舞金制度の周知を図ります。

○「埼玉県利根保健医療圏（幸手・加須保健所所管区域）難病対策地域協議会」の一員として県の難病施策の情報収集に努めるとともに、県や関係機関との連携を強化します。

(5) 健康づくりの推進

○生活習慣病の予防等、市民自らが生涯を通じて主体的に健康づくりを進めるとともに、行政・民間団体等が一体となって、個々の市民の状態に応じたきめ細やかな支援を進めていきます。

(6) 精神保健活動の推進

○市民への精神障がい・精神障がい者に対する正しい理解の普及を図ります。

○精神障がい者の社会復帰を支援・促進するため、精神保健福祉に関する相談や指導の実施・充実を図ります。

4 住まいの確保と整備

【基本方針】

障がいのある人が入所施設や病院から地域へ移行したり、住み慣れた地域での生活を続けていくためには「暮らしの場」が必要です。

アンケート調査では、将来の生活として、現在の家族、結婚して家族と、一人で等在宅での生活を望んでいることがわかります。一方、療育手帳をお持ちの方を中心に、グループホーム、障害者入所施設での生活をあげる方もいました。

地域での自立生活を推進するために障がいのある人にも使いやすい住宅の整備を進めるとともに、個人住宅などを暮らしやすくするための支援に努めます。

また、ニーズの高いグループホームの設置支援に努めます。

【主要施策】

(1) グループホームへの支援

○障がいのある人の生活拠点であるグループホームの設置に対し、支援に努めます。

(2) 住宅改造助成制度等の普及

○日常生活が円滑に送れるように住宅改造の助成を行う「重度身体障害者居宅改善整備費補助金」や県社会福祉協議会*が窓口となる「福祉資金貸付制度」の周知・普及を図ります。

(3) 公営住宅の整備促進

○障がいのある人にも使いやすい安全な団地づくりをめざします。

○既存市営住宅の建て替えや改修の時には、バリアフリー化を推進します。

5 防災・防犯対策の推進

【基本方針】

障がいのある人にとって、緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実は、地域において安全・安心な生活をおくる上で大変重要な問題です。

平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」は、障がいのある人をはじめとする災害時に困難に陥りやすい人への対策の重大性を改めて浮き彫りにしました。また、アンケート調査結果でも「自力での避難や対処が難しいが、そうした際の支援者がいない」とする人が少なからずおり、また障がい者や高齢者など災害弱者と呼ばれる人の迅速な避難を行うための「避難行動要支援者名簿^{*}」の認知も進んでいないことから、引き続き名簿の周知と積極的な活用を図り、地域の自主的な防災・防犯活動への支援など、安心な暮らしができる地域づくりを推進します。

【主要施策】

(1) 施設防災体制の強化

- 災害発生時において、重度の障がいのある人に対して福祉施設を活用して受け入れる体制（「福祉避難所」の開設）を整備します。
- 障がい者支援施設などへの立入検査および防火管理指導などを行い、防災管理体制の強化を図ります。

(2) 住宅防災対策の推進

- 住宅の不燃化・耐震性の向上など安全対策を呼びかけ、住民の防火・防災意識の向上を図ります。
- 防災機器などの設置を促進し、障がいのある人およびその家族の安全対策を推進します。

(3) 災害対策の推進

- 障がいのある人に配慮した訓練を実施します。
- 「避難行動要支援者名簿」の周知に努め、障がいのある人による登録・利用を促進します。また、その情報を関係者で共有し、災害時には迅速に活用できるように努めます。

(4) 緊急通報システムの整備

- 災害時における迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの拡大を図ります。
- 聴覚障がい者用緊急通報ファックスの利用を促進します。

(5) 防犯等体制の推進

- 障がいのある人が警察へ緊急通報する手段として、携帯電話やパソコンのメール機能を利用した『メール110番』や『ファックス110番』*の周知・活用を促進します。

【基本方針】

入所施設については、国の方針である「脱施設」「地域生活移行」の観点から、入所者が地域での生活に円滑に移行するための支援や、短期入所など地域生活を支えるサービスの拠点として入所施設が機能の充実を図ることが引き続き求められています。

市では施設入所を真に必要とする重度の障がいのある人を受け入れるため、県を含めた関係機関との連携強化に努めます。

【主要施策】

(1) サービス情報の提供

○利用者がサービスを選択しやすいよう施設などと連携し、施設で実施しているサービスの内容について情報提供に努めます。

基本目標Ⅱ 自立に向けた力をつけるために

基本目標	施策の方向	主要施策
Ⅱ 自立に向けた力をつけるために	1 療育・保育・就学前教育の充実	(1)障がい児療育システムの整備 (2)障がい児保育の促進
	2 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応	(1)適正な就学支援 (2)特別な支援を必要とする児童・生徒への指導内容の充実 (3)交流教育の推進 (4)関係機関との連携強化 (5)放課後児童対策の推進
	3 生涯学習活動の振興	(1)生涯学習活動の促進 (2)スポーツ・レクリエーション活動の振興

【基本方針】

療育や早い段階での障がいの特性に合わせた教育は、障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもが、その能力や個性を生かし、将来の社会的な自立に向けた力を付けるための第一歩となります。

乳幼児期から、子どもの発達段階に合わせた切れ目のない支援や相談体制の充実に努めます。

【主要施策】

(1) 障がい児療育システムの整備

- 福祉・保健・教育・医療の連携を強化し、一貫した療育体制づくりを進めます。
- 保育所・幼稚園に就園している発育や発達の遅れなどのある児童に対し支援を行う「保育所・幼稚園巡回相談」を実施します。
- 心身障がい児の日常生活や集団生活などへの適応訓練を行う障害児通所支援の事業者情報について周知に努めます。

(2) 障がい児保育の促進

- 保育所への障がい児の受入体制の充実に努めるとともに、研修の充実などによる保育者の資質の向上に努めます。

2 特別な支援を必要とする児童・生徒への対応

【基本方針】

障がいのある児童・生徒一人ひとりが、障がいのない児童・生徒と同じようにその持てる力や可能性を最大限に発揮できるような教育のあり方が求められています。

アンケート調査では、障がいの種類や程度に応じた特別支援教育が良いとした方が多くなりました。一方で、統合教育を望む声も多く、障がいのある方と、ない方の交流を望む声もあります。

現在、障がいのある児童・生徒の教育として「特別支援教育」が実施されていますが、平成23年7月の障害者基本法の一部改正によって、障がいのある児童・生徒が障がいのない児童・生徒とともに教育を受ける「交流および共同学習」の方向性が、学校教育の新たな柱として示されました。

今後、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体のなかで受け止め、多様な教育を展開することにより、それぞれに最も適切な教育の場を確保することや児童・生徒本人が希望する教育を受けられる体制の整備が必要です。

あわせて、教職員のLD（学習障害）※、ADHD（注意欠陥・多動性障害）※、高機能自閉症※等についての理解や適切な教育内容に関する研修等を充実します。

【主要施策】

（1）適正な就学支援

○障がいの種類や程度・特性を正しくとらえ、障がい児一人ひとりに最も適した教育の場を提供できるよう、「就学支援委員会※」などで適正な就学支援に努めます。

（2）特別な支援を必要とする児童・生徒への指導内容の充実

○障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、「特別支援教育コーディネーター」を活用しながら推進するとともに、個に応じた指導内容の充実に努めます。

○通常学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対し、障がいの程度に応じた配慮や「通級による指導※」の充実や介助員の配置等を図ります。

○研修機会を充実して教職員の資質の向上と障がい者・児への理解の促進を図ります。また、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等に対する理解を深めるための教職員の研修を実施します。

(3) 交流教育の推進

- 障がい者・児に対する理解と適切なかかわりや援助について学び、「共生社会」の実現をめざして、「支援籍^{*}」制度など教職員・保護者・児童・生徒が一体となった交流学習を推進します。
- 普通学級と特別支援学校の交流や、特別支援学級との合同学習のほか、「総合的な学習の時間」等を利用して、施設訪問や車いす・手話体験などの実施を促進します。
- 「支援籍」を活用し、学習活動や交流を拡充します。

(4) 関係機関との連携強化

- 障がいの重複化・重度化に対応し、適切な指導や教育を行えるように、福祉・医療・専門的教育機関など、関係機関とのさらなる連携強化に努めます。

(5) 放課後児童対策の推進

- 障がい児の放課後の安全な居場所の確保として放課後等デイサービスへの支援に努めます。
- 市内の学童保育室においても障がい児の受入れに努めるとともに、放課後児童支援員が障がい児の指導について知識や技能をより向上できるよう、研修への参加を促進します。

3 生涯学習活動の振興

【基本方針】

障がいのあるなしに関わらず、人間らしい充実した生活のためには、働くことだけでなく、芸術・文化活動、スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習や趣味・余暇活動が欠かせません。

障がいのある人が主体的に生涯学習活動をはじめとするさまざまな活動が行えるよう支援に努めます。

また、障がいのある人が取り組みやすいスポーツの振興や参加しやすい条件の整備や指導者の育成を図るとともに、スポーツを通じた障がいのある人とない人との交流を促進します。

【主要施策】

(1) 生涯学習活動の促進

- 障がいのある人もない人も、共に参加できる各種講座やスポーツなどの教室の開催に努めます。
- 手話通訳者やボランティアの協力を得て、各種講座や教室などへ参加できる条件を整えていきます。
- 各障がい者団体による自主的な学習活動への支援に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

- 『障害者スポーツ・レクリエーション大会』の開催を継続し、障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じて障がいのない人との交流や社会参加を図ります。
- 障がい者スポーツ指導員の養成に努めるとともに、障がいのある人のスポーツ事業を企画・運営する指導者の育成を図ります。
- 障がい者理解と障がい者の生涯学習につながる事業について、積極的に後援してまいります。

基本目標Ⅲ 社会参加と仕事をしていくために

基本目標	施策の方向	主要施策
目 社会参加と仕事をしていくために	1 就労の支援	(1) 関係機関との連携強化 (2) 職業リハビリテーションの周知 (3) 一般就労の促進 (4) 公的機関の雇用の促進 (5) 福祉的就労の充実
	2 社会参加活動の促進	(1) 社会参加への支援 (2) 障がい者団体等の活動促進
	3 施設・公共交通のバリアフリー化	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 公共交通の利便性向上の検討 (3) 歩きやすい歩行空間の整備 (4) 福祉車両の活用
	4 情報・コミュニケーションのバリアフリー化	(1) 福祉情報提供の推進 (2) 障がいに配慮した情報提供の充実 (3) 情報機器利用の促進 (4) コミュニケーション施策の充実

1 就労の支援

【基本方針】

働くことは社会参加の重要な要素ですが、障がいのある人が、地域の中でその適性と能力を発揮していきいきと働くことは、経済的な自立だけでなく、精神的な自立と生きがいに満ちた生活と密接に関わっています。

アンケート調査でも、働く場の確保や就労環境の改善を望む声が多くなっています。

「障がいのある人の就労支援」は、国において、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置付けられており、公共職業安定所（ハローワーク）における職業紹介や事業主に対する各種助成制度や職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援など、障がいのある人の雇用を促進するための多くの施策・事業が進められています。

本市においても、国・県との連携を十分に図り、障がいのある人の就労支援のための施策を効果的に推進していきます。

【主要施策】

（１）関係機関との連携強化

○障がいのある人の就労と雇用の安定を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、埼玉障害者職業センター、職業能力開発校および「就労移行支援」サービス提供事業者などとの連携を維持、強化します。

（２）職業リハビリテーションの周知

○保健所・公共職業安定所などと連携し、通院患者リハビリテーション事業や職場適応訓練などの協力事業所の確保に協力します。

（３）一般就労の促進

○障がいのある人の雇用拡大のため、事業者に対し障がい者雇用率の順守や障がい者雇用支援月間の周知を図るとともに、雇用助成金制度の周知・啓発に努めます。

○「行田地域障害者雇用連絡会議」の一員として、障がいのある人の雇用について情報の把握に努めます。

○羽生市・行田市・加須市共同設置による「北埼玉障がい者就労支援センター」との連携を強化するとともに、支援に努めます。

（４）公的機関の雇用の促進

○市職員への障がいのある人の雇用について、今後も積極的に検討し、障がい者雇用率の向上に努めます。

○障がいのある市職員の職場環境の整備に努めます。

○障がいがある人の職場実習を検討します。

(5) 福祉的就労の充実

- 市内の福祉的就労を行っている事業所や市障害者福祉センターにおける事業の充実を図るため、販売を目的とする自主製品の開発や販路の拡大などを支援します。
- 福祉施設などの製品を販売する福祉の店などの支援に努めます。
- 市総合福祉会館でのサービスコーナーの充実に努めます。
- 「就労継続支援」サービス提供事業所と連携を図り、事業の促進に努めます。
- 福祉施設の慢性的な人材不足を鑑み、ハローワーク、県等関係機関と連携し、情報収集に努めます。

2 社会参加活動の促進

【基本方針】

障がいのある人の社会参加意欲の高まりや急速な高齢化を背景として、障がいのある人や高齢者をはじめ、あらゆる人が地域の中のさまざまな場面において、積極的にその人のもつ力を発揮することが求められています。

アンケート調査でも、障がいのある方とない方の交流促進を望む声も多くなっています。

また、障がいのある人やその家族を中心とする障がい者団体と障がい者施設が主体的な活動を行っていますが、関係団体のヒアリング調査の中でも、障がいのある人の重度化や高齢化による参加者の減少や活動の縮小が課題としてあげられています。

これらのことから、障がいのある人の社会参加活動の場の確保や主体的な活動に対する支援、障がいのない方との交流の促進に努めます。

【主要施策】

(1) 社会参加への支援

- 障がいのある人が利用しやすいように、公共施設の管理運営に配慮します。
- 障がいのある人が公共施設を利用する場合の使用料の軽減を継続します。
- 市主催の催しものにおいて、聴覚障がい者が参加できるよう手話通訳者の導入に努めます。また、視覚障がい者についても、配慮するよう努めます。

(2) 障がい者団体等の活動促進

- 障がい者団体等を支援するとともに、市との懇談の場を設け、団体の実態把握に努めます。
- 障がい者団体等が行う情報提供活動などに対し、引き続き支援に努めます。
- 市総合福祉会館内の「福祉団体活動支援室」について、魅力ある環境づくりを継続し、障がい者団体の活動の拠点として利用の促進に努めます。

3 施設・公共交通のバリアフリー化

【基本方針】

あらゆる人が自らの意思で自由に移動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、さまざまな障壁を取り除き（「バリアフリー」）、「人にやさしい」安全で快適なまちづくりを推進していくことが求められています。

アンケート調査やヒアリング調査でも、点字ブロックの設置や段差の解消など障がい者に配慮した歩道の整備や障がい者対応トイレ・スロープの設置など公共施設や公共交通機関等における「バリアフリー」化を望む声が多く寄せられています。

このため、誰もが利用しやすい公共施設の整備を継続して進めていく必要があります。

また、公共交通が不便であるとの意見も多いことから、公共交通のあり方について引き続き検討して参ります。

【主要施策】

（1）福祉のまちづくりの推進

- 障がいのある人が安全で快適な生活を送ることができるような都市環境の整備を促進し、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 障がい者駐車場、多目的トイレ等適正利用の啓発に努めます。

（2）公共交通の利便性向上の検討

- 循環バスのルートや運行時間帯の見直しなど循環バスの利便性の向上に努めます。
- 循環バスにおける、障がい者に配慮した車両の運行および障害者手帳所持者の運賃無料化を継続します。
- 循環バスなどの公共交通を利用することが困難な方のために、デマンドタクシーを運行します。

（3）歩きやすい歩行空間の整備

- 障がいのある人が安心して利用できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差の改善を図ります。
- 事業者や市民と協力して放置自転車などによる通行困難の解消に努めます。また、駅周辺の放置自転車対策として、引き続き市営駐輪場の整備に努めます。
- 店頭商品などによる道路や歩道の占拠の解消に努めます。

（4）福祉車両の活用

- 社会福祉協議会と連携し、福祉車両の貸出事業の活用などにより、障がいのある人の外出支援を促進します。

4 情報・コミュニケーションのバリアフリー化

【基本方針】

視覚障がい者や聴覚障がい者などは、その感覚機能の障がいによって情報の収集やコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。こうした障がいのある人の日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人が迅速かつ的確に情報を収集し、コミュニケーション手段を確保できる環境づくりが、重要な課題となります。

このため、点字や録音 CD など障がいに配慮したさまざまな方法による情報の提供やパソコン等の情報機器の利用を支援します。

【主要施策】

(1) 福祉情報提供の推進

- 障害者手帳新規交付時における、ガイドブック『障害者福祉制度のご案内』の添付を継続し、サービス情報の提供に努めます。
- 市報や市ホームページなどを利用した情報提供を推進します。
- 市役所や社会福祉協議会に設置するパンフレットなどの内容の充実に努めるとともに、最新の情報機器について周知を図ります。

(2) 障がいに配慮した情報提供の充実

- 点字版のパンフレット、市報等の録音 CD の作成など、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に努めます。
- 点訳ボランティア養成事業および朗読ボランティア養成事業を実施します。
- 図書館における対面朗読事業（視覚障がい者の希望に応じて朗読する）、録音図書製作事業（視覚障がい者から希望のあった図書を CD 等に録音する）および文芸作品の録音 CD 等の購入を推進します。
- 市発行のガイドブック等に多目的トイレや障がい者用駐車場の情報をわかりやすく掲載するよう努めます。

(3) 情報機器利用の促進

- 重度の視覚障がい者や上肢不自由者に対し、情報機器（パソコン）を使用する際に必要な周辺機器やソフトを購入するための費用の一部を助成します。

(4) コミュニケーション施策の充実

- 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保を図るため、手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の充実に努めるとともに、継続して手話講習会を開催します。
- 聴覚障がい者の利便性の向上を図るため、聴覚障がい者用タブレット機器の導入について検討します。

基本目標Ⅳ 「共生社会」実現のために

基本目標	施策の方向	主要施策
Ⅳ 「共生社会」 の実現の ために	1 心のバリアフリーの実現	(1) 広報・啓発・普及活動の充実 (2) 福祉教育の推進
	2 ボランティア活動の推進	(1) ボランティアの育成 (2) ボランティア活動体制の強化
	3 権利擁護施策の推進	(1) 権利擁護の推進 (2) 権利行使の支援 (3) 虐待防止施策の推進

1 心のバリアフリーの実現

【基本方針】

障がいのある人もない人も同等の権利を持つ一人の人間として「共に生き、参加する社会」の実現が強く求められています。

アンケート調査では、障がい者を差別したことがないと答えた方が60%を超えていますが、どういうことが差別になるかわからないとした方も多くいます。また障がい者について学んだことがない方が半数以上となっています。

社会には依然として障がいや障がいのある人に対する偏見や差別といった「意識上の障壁」が根深く存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況です。

市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うとともに、特に、学校における福祉教育に力を入れ、成長過程で福祉や障がいに対する正しい理解を自然に身につけていくことが重要です。

【主要施策】

(1) 広報・啓発・普及活動の充実

- 市報やインターネットホームページ等を活用し、広報・啓発活動を行います。
- 「**インクルージョン**」の考え方の普及と啓発を図るため、「障がい者週間」を中心に障がい者団体などと連携を図りながら、『ふれあい福祉健康まつり』や『スポーツ・レクリエーション大会』などの啓発交流事業を推進します。

(2) 福祉教育の推進

- 学校において施設訪問や福祉教育を推進します。
- 出前講座等を活用し、市民意識の啓発に努めます。

2 ボランティア活動の推進

【基本方針】

市内には、子どもたちの見守りや高齢者に対する支援などを担うさまざまなボランティア団体が存在し、地域福祉の推進に貢献しています。障がいのある人を対象としたボランティア団体については、手話サークルや朗読の会をはじめ複数の団体が活動しています。地域には、「ボランティアはやってみたいが機会がない」と考える元気な高齢者や若い人がまだまだたくさんいると思われま

す。そのため、参加しやすい仕組みづくりや活動のPR、さまざまな分野のボランティア団体や関連団体との連携が求められます。

このため、社会福祉協議会に設置されたボランティアセンターによる情報提供や各種研修・ボランティア体験を通じて、ボランティアへの参加を促進します。

【主要施策】

(1) ボランティアの育成

○市社会福祉協議会が開催する各種ボランティア講座やボランティア団体の育成が充実したものとなるよう、支援に努めます。

(2) ボランティア活動体制の強化

- ボランティア活動の拠点として市総合福祉会館内に設置されている「ボランティア団体活動支援室」を更に活用しやすくするための環境整備を支援します。
- 「ボランティアセンター」（社会福祉協議会）においてボランティア活動と障がい当事者のニーズとの調整が図られるよう、支援に努めます。
- 「社協だより」を通じ、各種ボランティア活動の啓発や市民への周知を図ります。

3 権利擁護施策の推進

【基本方針】

障がいのある人の権利の擁護については、平成23年7月に行われた「障害者基本法」の改正により、差別等の禁止をはじめとして、障がいのある人の人権に関する表現がより強まった内容となっています。また、平成26年1月には、国連の「障害者権利条約」が批准されました。

市では、平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」（通称）を受け、障がいのある人の虐待の防止に関する仕組みや相談体制、関係機関とのネットワークの構築について、検討を進めるとともに、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」（通称）が目的とする「障害を理由とする差別の解消」のために必要な取り組みを推進します。

また、権利擁護において重要な機能を果たす「成年後見制度」についてはよく知らない・聞いたことがないとの回答が多数を占めていることから、制度の周知を図って参ります。

【主要施策】

（1）権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う県の「権利擁護センター」について、周知・普及を図ります。
- 「障害者差別解消法」改正等、国の動向を注視し、障害者差別解消条例の制定について検討してまいります。
- 「障害者差別解消法」に関する市職員の研修を継続して実施します。

（2）権利行使の支援

- 成年後見制度による支援を必要とする障がいのある人に対し、その利用の促進を図ります。
- 知的障がい・精神障がいのある人や認知症高齢者などが、安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う『福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）』を推進します。
- 選挙時の郵便による不在者投票や代理記載制度の実施など、障がいのある人が投票しやすい環境づくりを進めます。

（3）虐待防止対策の推進

- 障がいのある人への虐待防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実を図り、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。
- 福祉課に設置している「市障害者虐待防止センター」では、関係機関と連携し、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 計画推進の体制

障がい者の生活を総合的に支える本計画の推進にあたり、市内においては、福祉・保健・医療の分野に加え、雇用やまちづくり、防災・防犯等の分野も含めた関係部署との連携を図り、市域においては、市民や障がい福祉関係事業者との連携と協働、更に県や国の関係機関との連携に努めます。

また、地域における障がい者への支援体制に関する課題の共有化や支援体制の整備について、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき、本市と加須市および羽生市3市により設置される「北埼玉地域障がい者支援協議会」を中心に協議を行い、本計画の実効性の向上に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画の期間は6年にわたるため、計画期間中にあっても適切な時期に個々の施策の推進状況を把握・評価し、必要に応じ見直しを進めることが重要となります。

このため、「障がい者計画進行管理委員会」の設置を継続し、委員会において施策の進行管理を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

実施時期	内容
平成 29 年 9 月	障がい者計画策定のためのアンケート調査
平成 29 年 10 月 23 日	第 1 回策定委員会 ・ 行田市障がい者計画の策定について ・ アンケート調査の概要について ・ 関係団体ヒアリング調査について
平成 29 年 11 月	関係団体ヒアリング調査 7 団体
平成 29 年 12 月 15 日	第 2 回策定委員会 ・ アンケート結果について ・ 障がい者計画素案について
平成 30 年 1 月 19 日	第 3 回策定委員会 ・ ヒアリング調査の結果について ・ 新計画案の審議
平成 30 年 2 月 9 日	第 4 回策定委員会 ・ 新計画案の審議 ・ パブリックコメントについて
平成 30 年 2 月～3 月	市民意見募集（パブリックコメント）
平成 30 年 3 月 26 日	第 5 回策定委員会 ・ パブリックコメントの結果について ・ 新計画案の最終審議

2 行田市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第7条の2第3項の規定に基づき、行田市障害者計画(以下「障害者計画」という。)を策定するため、行田市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害者計画の策定に関する調査研究に関すること。
- (2) その他障害者対策に必要な事項の調査研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設等の代表
- (2) 障害者福祉団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募の市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障害者計画の策定に関する調査研究の結果を市長へ報告するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉児童課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成9年6月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 委員名簿

区分	氏名	備考
社会福祉施設等の代表	風間祥一	(福)行田市社会福祉協議会 常務理事
	桐ヶ谷節夫	(福)聖徳会 理事兼見沼園副施設長
	渡辺真一	(福)健翔会 副理事長
	木村浩章	(特非)CILひこうせん理事
	加村行則	(株)リンクステーション 代表取締役
社会福祉団体の代表	関口正彦	行田市身体障害者福祉会 副会長
	小巻頼子	行田市肢体不自由児(者)父母の会 副会長
	久保田隆久	行田市視力障害者協会 副会長
	薄田 操	行田市聴覚障害者の会 会長
	松本 好子	行田市手をつなぐ育成会
	久保田シモ子	行南わかくさ会 会長
学識経験者	根本和雄	行田市医師会 会長
	島田ユミ子	行田市民生委員・児童委員連合会 会長
	岩田宏之	行田公共職業安定所 求人専門援助部門 総括職業指導官
公募の市民	—	—

4 用語の解説

■ あ行

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為。医療的ケアを必要とする児童を医療的ケア児という。

インクルージョン

障害者権利条約における「inclusion」で、日本政府公邸訳で「包容」とされている。障害の有無にかかわらず、地域の中で共生社会を目指す理念としてとらえられている。

ADHD（注意欠陥・多動性障害）

「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られること。

LD（学習障害）

「Learning Disabilities」の略で、全般的には知的発達の遅れはないものの、聞く・話す・読む・計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障がいの総称。

■ か行

グループホーム（共同生活援助）

地域で家庭的な雰囲気のもと、障がいのある人が共同生活を営み、食事や家事など毎日の暮らしについて世話人等による援助を受けながら、地域の中で少人数で共同生活をする場。なお、ケアホーム（共同生活介護）は、平成25年4月の障害者総合支援法施行に合わせ、グループホームへ一元化された。

高機能自閉症

3歳くらいまでに発現し、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの機能障害。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に理解できないこともある。高次脳機能障害と診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象となる。

■ さ 行

支援籍

障がいのある児童・生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍。特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができ、また、小中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒が、特別支援学級や特別支援学校に支援籍を置いて、障がいの状態を改善するために必要な指導を受けるケースもある。

社会福祉協議会

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体。

就学支援委員会

LD、ADHD、高機能自閉症により特別な教育的支援を要する児童・生徒を含め、障がいのある児童・生徒への支援について、必要に応じて医療・福祉などの専門的分野からの助言を教育委員会に対して行う機関。一人ひとりへのきめ細かな支援を具体化する個別の教育支援計画に対する助言も行う。

障害者自立支援法

それまで障がい種別ごとに縦割りにされていた障がい者福祉制度を全面的に見直し、自立支援の観点から一元的な福祉サービス提供システムを規定した法律。平成18（2006）年4月から一部施行、同年10月から全面移行された。

障害者総合支援法

障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえ、「障害者自立支援法[※]」の一部を改正し、地域社会における共生の実現に向けて、従来の障がい福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことを明記した法律。平成25年4月に施行された。

自立支援医療（制度）

障害者自立支援法の成立により、平成18年4月から、それまでの障がいに対する公費負担医療制度を一元化する形で開始された制度。身体障害者福祉法に基づく「更生医療」、児童福祉法に基づく「育成医療」、精神保健福祉法に基づく「精神通院医療費公費負担制度」の3種類がある。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることが出来る者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障害 ②聴覚または平衡機能の障害 ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤内部機能障害（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障害） ⑥免疫機能障害で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健および精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事および指定都市の市長が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がい者の社会復帰の促進および自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

判断能力が不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その方を援助してくれる人（「後見人」等）を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度。

■ た 行

地域生活支援拠点

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者（児）の地域生活支援を推進する観点から、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等のこと。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービスおよび在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、一体的、体系的に提供する仕組み。

通級による指導

小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童・生徒に対して、各教科書等の指導は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

■ な 行

難病

「難病」とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉である。難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義され、平成29年4月時点で330の難病が医療費助成制度の対象となる指定難病とされている。

日常生活用具

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用の点字タイプライター、ポータブルレコーダー、点字図書、電磁調理器など、聴覚障がい者用のファックス、文字放送デコーダー、肢体不自由者および難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ、ストーマ増設者用ストーマなどがある。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

■ は 行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁および文化・情報面での障壁等の除去」という意味でも用いる。

ピアカウンセリング

障がい者等が、自らの体験に基づいて同じ仲間である障がい者等の相談に応じ、問題解決を図ること。ピアカウンセラーは、その相談に応じる人のこと。

避難行動要支援者名簿

市が作成する、災害が発生した時に避難支援が必要と思われる方（要支援者）の情報を集約した名簿。名簿に掲載された方で、名簿情報の外部提供に同意を得られた方については、避難支援等関係者（自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員など）に名簿情報を事前に提供し、避難支援や平常時の見守りに役立てる。

■ ま 行

メール110番・ファックス110番

聴覚または音声・言語機能障害のある人が事件や事故にあった時のために開設されている、警察への緊急通報に利用する仕組み。メール110番の通報方法は、平成23年5月16日から、専用ホームページに接続し、文字対話方式（チャット）により通報するシステムに変更されている。

通報用アドレス	http://saitama110.jp
ファックス	フリーダイヤル 0120-264-110

■ ら 行

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域に住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組み。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。埼玉県では、障がいの程度により4段階に区分されている。

第4期行田市障がい者計画

第5期行田市障がい福祉計画

第1期行田市障がい児福祉計画

平成30年3月

編集・発行 行田市 健康福祉部福祉課

〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号

TEL : 048-556-1111

FAX : 048-554-6701

